

地方独立行政法人芦屋中央病院 中期目標（案）

前文

- 第1 中期目標の期間
- 第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 1 医療サービス
 - (1) 地域医療の維持及び向上
 - (2) 在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供
 - (3) 地域医療連携の推進
 - (4) 救急医療への取組
 - (5) 災害時等における医療協力
 - (6) 予防医療への取組
 - (7) 地域包括ケアの推進
 - 2 医療の質の向上
 - (1) 医療従事者の確保
 - (2) 医療安全対策の徹底
 - (3) 計画的な医療機器の整備
 - 3 患者サービスの向上
 - (1) 患者中心の医療の提供
 - (2) 快適性の向上
 - (3) 相談窓口の充実
 - (4) 職員の接遇向上
 - (5) 地域住民への医療情報の提供
 - 4 法令遵守と情報公開
- 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 1 法人運営管理体制の確立
 - 2 業務運営の改善と効率化
 - (1) 人事考課制度の導入
 - (2) 予算の弾力化
 - (3) 適切かつ弾力的な人員配置
 - (4) 研修制度の推進
- 第4 財政内容の改善に関する事項
 - 1 持続可能な経営基盤の確立
 - (1) 健全な経営の維持
 - (2) 収入の確保
 - (3) 支出の節減
- 第5 その他業務運営に関する重要事項
 - 1 新築移転に向けた取組
 - 2 施設の維持
 - 3 国民健康保険診療施設の役割

前文

町立芦屋中央病院は、昭和 51 年の開設以来、芦屋町をはじめとした遠賀郡他 3 町（遠賀町、水巻町、岡垣町）、北九州市若松区、八幡西区などの地域に根ざした医療の充実を目指し、地域住民の健康・福祉の増進に大きく貢献し、公立病院としての役割を果たしてきた。

平成 12 年には病棟を改修し、一般病床 97 床、療養病床 40 床の合計 137 床を備え、多様化する医療ニーズに応えるべく診療科の増設、医療機器の充実を図り、質の高い地域医療の確保に努めている。

平成 18 年には自治体立病院優良病院表彰、平成 19 年には自治体立病院優良病院総務大臣賞を受賞するなど、健全な経営を行ってきたが、近年の高齢化の進展に伴う医療費抑制を目的とした診療報酬改定や医療法改正、医師をはじめとした医療従事者不足など、医療を取り巻く環境が厳しくなることが予想される。

このような厳しい環境に対応するため、病院の権限による医療従事者の確保及び環境整備や機動的かつ柔軟な意思決定による経営改善が可能となる、地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）を設立することとした。

地方独立行政法人化後は、新たな経営手法により安定した経営基盤を構築し、地域住民のために医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的かつ体系的に提供する地域医療の中心的病院として、これまで以上に良質で安全な医療を提供し、地域住民に信頼され医療従事者から選ばれる病院になることを求める。

ここに、法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を次のとおり定める。

第1 中期目標の期間

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービス

(1) 地域医療の維持及び向上

保有する一般及び療養病床を維持し、芦屋町唯一の入院機能を有する医療機関として専門的な医療を提供すること。また、高齢者医療に必要な幅広い診療科の存続及び強化とともに終末期医療の充実を図り、地域医療における中心的な役割を担うこと。

(2) 在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供

地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担う病院として、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業所を充実・強化し、総合的なサービスを提供すること。

(3) 地域医療連携の推進

近隣の大学病院等の基幹病院との連携による後方支援機能の充実や、地域の病院・診療所及び介護施設等との連携を強化し、地域で一体的かつ切れ目のない医療提供体制を構築すること。

(4) 救急医療への取組

芦屋町における唯一の病院であり、地域住民からの救急医療の要望が高いことから、救急医療体制を充実させること。対応が難しい患者については、近隣の高次救急病院との連携を図り、迅速かつ適切な対応を行うこと。

(5) 災害時等における医療協力

災害時には、初期医療体制の中心的役割を果たすと同時に、感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、又は発生しようとしている場合には、町、地域の災害拠点病院及び医師会等と連携して迅速かつ適正な対応を取ること。

(6) 予防医療への取組

地域住民の健康維持・増進を図るため、町と連携・協力して住民健診（特定健診・がん検診等）や予防接種等を継続して実施し、予防医療に取り組むこと。

(7) 地域包括ケアの推進

高齢化社会に対応して、地域包括ケアシステムの構築の中で、在宅ケアを支援するとともに、町と協働して健康増進及び介護予防事業に取り組むこと。

2 医療の質の向上

(1) 医療従事者の確保

医療サービスの維持・向上を図るため、待遇改善や職場環境の見直しによって、常勤医師の確保に努めること。

看護職員及びコメディカル職員についても、教育体制の充実や職場環境の整備を図り、人材確保及び育成に取り組むこと。

(2) 医療安全対策の徹底

医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対策の充実を図ること。また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動すること。

(3) 計画的な医療機器の整備

地域住民のニーズにあった良質な医療が提供できるよう、医療機器を計画的に整備するとともに、必要に応じて順次更新を行うこと。

3 患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底すること。

(2) 快適性の向上

院内環境の改善や待ち時間の短縮に取り組むこと。

(3) 相談窓口の充実

地域住民から選ばれ、受診しやすい病院となるため、患者相談窓口の更なる充実を図ること。

(4) 職員の接遇向上

全職員が接遇の重要性を認識して、接遇の向上に努めること。

(5) 地域住民への医療情報の提供

医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、地域住民を対象とした講座への講師派遣及び広報誌やホームページでの情報提供等、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。

4 法令遵守と情報公開

医療法をはじめとする関係法令を遵守し、自治体病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。

また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人運営管理体制の確立

法人の運営が適切に行われるよう、理事会等の意思決定機関を整備するとともに、権限委譲と責任の所在を明確化した効率的かつ効果的な運営管理体制を構築すること。

また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成できる体制を整備すること。

2 業務運営の改善と効率化

(1) 人事考課制度の導入

職員の能力・業績を的確に評価し、人材の育成やモチベーションの向上につながる制度の構築を図るため、人事考課制度を導入すること。

(2) 予算の弾力化

地方独立行政法人制度の特徴である、中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的、効果的かつ迅速な事業運営に努めること。

(3) 適切かつ弾力的な人員配置

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員を適切かつ弾力的に配置すること。また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。

さらに、事務部門については、法人職員の採用や研修の充実等により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図ること。

(4) 研修制度の推進

職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的に研修を行うこと。

第4 財政内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 健全な経営の維持

自治体病院としての使命を継続的に果たしていくため、より一層の効率的、効果的な業務運営を行うことで、健全経営を維持し継続すること。

(2) 収入の確保

診療報酬の改定や法改正等に的確に対処し、収入を確保するとともに、未収金の発生防止策や回収の強化に努めること。

また、地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供及び効果的な病床管理による病床利用率の向上により収入の増加を図ること。

(3) 支出の節減

医薬品及び診療材料費、医療機器等の購入方法の見直しや、複数年契約など、効率的・効果的な事業運営に努め、引き続き費用の節減・合理化に取り組むこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 新築移転に向けた取り組み

平成30年5月の開院を目指し「町立芦屋中央病院 新病院基本計画」に基づき、確実に事業を進めていくこと。

2 施設の維持

老朽化が進む施設については、必要な整備を計画的かつ適正に実施し、新築移転するまでの安全な施設維持に努めること。

3 国民健康保険診療施設の役割

国民健康保険診療施設としての役割を引き継ぎ、国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ健康の維持及び増進に寄与すること。

地方独立行政法人芦屋中央病院 中期目標の変更（案） 新旧対比表

中期目標（前回）	中期目標（修正）	修正内容
<p>町立芦屋中央病院は、昭和 51 年の開設以来、芦屋町をはじめとした遠賀郡他 3 町（遠賀町、水巻町、岡垣町）、北九州市若松区、八幡西区などの地域に根ざした医療の充実を目指し、地域住民の健康・福祉の増進に大きく貢献し、公立病院としての役割を果たしてきた。</p> <p>平成 12 年には病棟を改修し、一般病床 97 床、療養病床 40 床の合計 137 床を備え、多様化する医療ニーズに応えるべく診療科の増設、医療機器の充実を図り、質の高い地域医療の確保に努めている。</p> <p>平成 18 年には自治体立病院優良病院表彰、平成 19 年には自治体立病院優良病院総務大臣賞を受賞するなど、健全な経営を行ってきたが、近年の高齢化の進展に伴う医療費抑制を目的とした診療報酬改定や医療法改正、医師をはじめとした医療職不足など、医療を取り巻く環境が厳しくなることが予想される。</p> <p>このような厳しい環境に対応するため、病院の権限による医療職員の確保及び環境整備や機動的かつ柔軟な意思決定による経営改善が期待できる地方独立行政法人へ移行することとし、地域医療の中心的病院としての役割を実現するため、地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）を設立することとした。</p> <p>地方独立行政法人化後は、新たな経営手法により安定した経</p>	<p>町立芦屋中央病院は、昭和 51 年の開設以来、芦屋町をはじめとした遠賀郡他 3 町（遠賀町、水巻町、岡垣町）、北九州市若松区、八幡西区などの地域に根ざした医療の充実を目指し、地域住民の健康・福祉の増進に大きく貢献し、公立病院としての役割を果たしてきた。</p> <p>平成 12 年には病棟を改修し、一般病床 97 床、療養病床 40 床の合計 137 床を備え、多様化する医療ニーズに応えるべく診療科の増設、医療機器の充実を図り、質の高い地域医療の確保に努めている。</p> <p>平成 18 年には自治体立病院優良病院表彰、平成 19 年には自治体立病院優良病院総務大臣賞を受賞するなど、健全な経営を行ってきたが、近年の高齢化の進展に伴う医療費抑制を目的とした診療報酬改定や医療法改正、医師をはじめとした医療従事者不足など、医療を取り巻く環境が厳しくなることが予想される。</p> <p>このような厳しい環境に対応するため、病院の権限による医療従事者の確保及び環境整備や機動的かつ柔軟な意思決定による経営改善が可能となる、地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）を設立することとした。</p> <p>地方独立行政法人化後は、新たな経営手法により安定した経</p>	<p>県の助言により修正（「医療従事者」の部分）</p> <p>パブリックコメントを受けて修正</p>

中期目標（前回）	中期目標（修正）	修正内容
<p>営基盤を構築し、地域住民のために医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的かつ体系的に提供する地域医療の中心的病院として、これまで以上に良質で安全な医療を提供し、地域住民に信頼され医療職から選ばれる病院になることを期待する。</p> <p>ここに、法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を次のとおり定める。</p>	<p>サービスを一体的かつ体系的に提供する地域医療の中心的病院として、これまで以上に良質で安全な医療を提供し、地域住民に信頼され医療従事者から選ばれる病院になることを求める。</p> <p>ここに、法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を次のとおり定める。</p>	<p>パブリックコメントを受けて修正</p>
<p>第1 中期目標の期間</p> <p>平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間とする。</p>	<p>第1 中期目標の期間</p> <p>平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間とする。</p>	
<p>第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 医療サービス</p> <p>(1) 地域医療の維持及び向上</p> <p>保有する一般及び療養病床を維持し、芦屋町唯一の入院機能を有する医療機関として専門的な医療を提供すること。また、高齢者医療に必要な幅広い診療科の存続及び強化とともに終末期医療の充実を図り、地域医療における中心的な役割を担うこと。</p>	<p>第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 医療サービス</p> <p>(1) 地域医療の維持及び向上</p> <p>保有する一般及び療養病床を維持し、芦屋町唯一の入院機能を有する医療機関として専門的な医療を提供すること。また、高齢者医療に必要な幅広い診療科の存続及び強化とともに終末期医療の充実を図り、地域医療における中心的な役割を担うこと。</p>	

中期目標（前回）	中期目標（修正）	修正内容
<p>(2) 在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供</p> <p>地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担う病院として、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業所を充実・強化し、総合的なサービスを提供すること。</p>	<p>(2) 在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供</p> <p>地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担う病院として、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業所を充実・強化し、総合的なサービスを提供すること。</p>	
<p>(3) 地域医療連携の推進</p> <p>近隣の大学病院等の基幹病院との連携による後方支援機能の充実や、地域の病院・診療所及び介護施設等との連携を強化し、地域で一体的かつ切れ目のない医療提供体制を構築すること。</p>	<p>(3) 地域医療連携の推進</p> <p>近隣の大学病院等の基幹病院との連携による後方支援機能の充実や、地域の病院・診療所及び介護施設等との連携を強化し、地域で一体的かつ切れ目のない医療提供体制を構築すること。</p>	
<p>(4) 救急医療の取り組み</p> <p>芦屋町における唯一の病院であり、地域住民からの救急医療の要望が高いことから、救急医療体制を充実させること。対応が難しい患者については、近隣の高次救急病院との連携を図り、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p>	<p>(4) 救急医療への取組</p> <p>芦屋町における唯一の病院であり、地域住民からの救急医療の要望が高いことから、救急医療体制を充実させること。対応が難しい患者については、近隣の高次救急病院との連携を図り、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p>	<p>県の助言により修正</p>
<p>(5) 災害時等における医療協力</p> <p>災害時には、町の地域災害拠点病院としての役割を果たすとともに、感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、又は発生しようとしている場合には、町長の求め</p>	<p>(5) 災害時等における医療協力</p> <p>災害時には、初期医療体制の中心的役割を果たすとともに、感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、又は発生しようとしている場合には、町、地域の災害拠点</p>	<p>県の助言により修正</p> <p>県の助言により削除</p>

中期目標（前回）	中期目標（修正）	修正内容
<p>に応じ、町、地域の災害拠点病院及び医師会等と連携して迅速かつ適正な対応をとること。</p>	<p>病院及び医師会等と連携して迅速かつ適正な対応をとること。</p>	
<p>（６）予防医療の取り組み 地域住民の健康維持・増進を図るため、町と連携・協力して住民健診（特定健診・がん検診等）や予防接種等を継続して実施し、予防医療に取り組むこと。</p>	<p>（６）予防医療への取組 地域住民の健康維持・増進を図るため、町と連携・協力して住民健診（特定健診・がん検診等）や予防接種等を継続して実施し、予防医療に取り組むこと。</p>	<p>県の助言により修正</p>
<p>（７）地域包括ケアの推進 高齢化社会に対応して、地域包括ケアシステムの構築の中で、在宅ケアを支援するとともに、町と協働して健康増進及び介護予防事業に取り組むこと。</p>	<p>（７）地域包括ケアの推進 高齢化社会に対応して、地域包括ケアシステムの構築の中で、在宅ケアを支援するとともに、町と協働して健康増進及び介護予防事業に取り組むこと。</p>	
<p>２ 医療の質の向上 （１）医療職の確保 医療サービスの維持・向上を図るため、待遇改善や職場環境の見直しによって、常勤医師の確保に努めること。 看護職員及びコメディカル職員についても、教育体制の充実や職場環境の整備を図り、人材確保及び育成に取り組むこと。</p>	<p>２ 医療の質の向上 （１）医療従事者の確保 医療サービスの維持・向上を図るため、待遇改善や職場環境の見直しによって、常勤医師の確保に努めること。 看護職員及びコメディカル職員についても、教育体制の充実や職場環境の整備を図り、人材確保及び育成に取り組むこと。</p>	<p>県の助言により修正</p>
<p>（２）医療安全対策の徹底 医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対</p>	<p>（２）医療安全対策の徹底 医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対</p>	

中期目標（前回）	中期目標（修正）	修正内容
<p>策の充実を図ること。また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動すること。</p>	<p>策の充実を図ること。また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動すること。</p>	
<p>(3) 施設の維持</p> <p>老朽化が進む施設については、必要な整備を計画的かつ適正に実施し、新病院へ移転する間の安全な施設維持に努めること。</p>		<p>県の助言により第5-2へ移動</p>
<p>(4) 計画的な医療機器の整備</p> <p>地域住民のニーズにあった良質な医療が提供できるよう、医療機器を計画的に整備するとともに、必要に応じて順次更新を行うこと。</p>	<p>(3) 計画的な医療機器の整備</p> <p>地域住民のニーズにあった良質な医療が提供できるよう、医療機器を計画的に整備するとともに、必要に応じて順次更新を行うこと。</p>	<p>上記移動による修正</p>
<p>3 患者サービスの向上</p> <p>(1) 患者中心の医療の提供</p> <p>患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底すること。</p>	<p>3 患者サービスの向上</p> <p>(1) 患者中心の医療の提供</p> <p>患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底すること。</p>	
<p>(2) 快適性の向上</p> <p>院内環境の改善や待ち時間の短縮に取り組むこと。</p>	<p>(2) 快適性の向上</p> <p>院内環境の改善や待ち時間の短縮に取り組むこと。</p>	

中期目標（前回）	中期目標（修正）	修正内容
<p>(3) 相談窓口の充実</p> <p>地域住民から選ばれ、受診しやすい病院となるため、患者相談窓口の更なる充実を図ること。</p>	<p>(3) 相談窓口の充実</p> <p>地域住民から選ばれ、受診しやすい病院となるため、患者相談窓口の更なる充実を図ること。</p>	
<p>(4) 職員の接遇向上</p> <p>全職員が接遇の重要性を認識して、接遇の向上に努めること。</p>	<p>(4) 職員の接遇向上</p> <p>全職員が接遇の重要性を認識して、接遇の向上に努めること。</p>	
<p>(5) 地域住民への医療情報の提供</p> <p>医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、地域住民を対象とした講座への講師派遣及び広報誌やホームページでの情報提供等、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。</p>	<p>(5) 地域住民への医療情報の提供</p> <p>医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、地域住民を対象とした講座への講師派遣及び広報誌やホームページでの情報提供等、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。</p>	
<p>4 法令遵守と情報公開</p> <p>医療法をはじめとする関係法令を遵守し、自治体病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。</p> <p>また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。</p>	<p>4 法令遵守と情報公開</p> <p>医療法をはじめとする関係法令を遵守し、自治体病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。</p> <p>また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。</p>	
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 法人運営管理体制の確立</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 法人運営管理体制の確立</p>	

中期目標（前回）	中期目標（修正）	修正内容
<p>法人の運営が適切に行われるよう、理事会等の意思決定機関を整備するとともに、権限委譲と責任の所在を明確化した効率的かつ効果的な運営管理体制を構築すること。</p> <p>また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成できる体制を整備すること。</p>	<p>法人の運営が適切に行われるよう、理事会等の意思決定機関を整備するとともに、権限委譲と責任の所在を明確化した効率的かつ効果的な運営管理体制を構築すること。</p> <p>また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成できる体制を整備すること。</p>	
<p>2 業務運営の改善と効率化</p> <p>(1) 人事考課制度の導入</p> <p>職員の能力・業績を的確に評価し、人材の育成やモチベーションの向上につながる制度の構築を図るため、人事考課制度を導入すること。</p>	<p>2 業務運営の改善と効率化</p> <p>(1) 人事考課制度の導入</p> <p>職員の能力・業績を的確に評価し、人材の育成やモチベーションの向上につながる制度の構築を図るため、人事考課制度を導入すること。</p>	
<p>(2) 予算の弾力化</p> <p>地方独立行政法人制度の特徴である、中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的、効果的かつ迅速な事業運営に努めること。</p>	<p>(2) 予算の弾力化</p> <p>地方独立行政法人制度の特徴である、中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的、効果的かつ迅速な事業運営に努めること。</p>	
<p>(3) 適切かつ弾力的な人員配置</p> <p>高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員を適切かつ弾</p>	<p>(3) 適切かつ弾力的な人員配置</p> <p>高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員を適切かつ弾</p>	

中期目標（前回）	中期目標（修正）	修正内容
<p>力的に配置すること。</p> <p>また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。</p> <p>さらに、事務部門については、法人職員の採用や研修の充実等により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図ること。</p>	<p>力的に配置すること。</p> <p>また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。</p> <p>さらに、事務部門については、法人職員の採用や研修の充実等により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図ること。</p>	
<p>（４）研修制度の推進</p> <p>職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的に研修を行うこと。</p>	<p>（４）研修制度の推進</p> <p>職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的に研修を行うこと。</p>	
<p>第４ 財政内容の改善に関する事項</p> <p>１ 持続可能な経営基盤の確立</p> <p>（１）健全な経営の維持</p> <p>自治体病院としての使命を継続的に果たしていくため、より一層の効率的、効果的な業務運営を行うことで、健全経営を維持し継続すること。</p>	<p>第４ 財政内容の改善に関する事項</p> <p>１ 持続可能な経営基盤の確立</p> <p>（１）健全な経営の維持</p> <p>自治体病院としての使命を継続的に果たしていくため、より一層の効率的、効果的な業務運営を行うことで、健全経営を維持し継続すること。</p>	
<p>（２）収入の確保</p> <p>診療報酬の改定や法改正等に的確に対処し、収入を確</p>	<p>（２）収入の確保</p> <p>診療報酬の改定や法改正等に的確に対処し、収入を確</p>	

中期目標（前回）	中期目標（修正）	修正内容
<p>保するとともに、未収金の発生防止策や適正な回収に努めること。</p> <p>また、地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供及び効果的な病床管理による病床利用率の向上により適切な収入の増加を図ること。</p>	<p>保するとともに、未収金の発生防止策や回収の強化に努めること。</p> <p>また、地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供及び効果的な病床管理による病床利用率の向上により収入の増加を図ること。</p>	<p>県の助言により修正</p> <p>県の助言により削除</p>
<p>(3) 支出の節減</p> <p>医薬品及び診療材料費、医療機器等の購入方法の見直しや、複数年契約など、効率的・効果的な事業運営に努め、引き続き費用の節減・合理化に取り組むこと。</p>	<p>(3) 支出の節減</p> <p>医薬品及び診療材料費、医療機器等の購入方法の見直しや、複数年契約など、効率的・効果的な事業運営に努め、引き続き費用の節減・合理化に取り組むこと。</p>	
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 新病院に向けた取り組み</p> <p>平成30年5月の開院を目指し「町立芦屋中央病院 新病院基本計画」に基づき、確実に事業を進めていくこと。</p>	<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 新築移転に向けた取り組み</p> <p>平成30年5月の開院を目指し「町立芦屋中央病院 新病院基本計画」に基づき、確実に事業を進めていくこと。</p>	<p>県の助言により修正</p>
	<p>2 施設の維持</p> <p>老朽化が進む施設については、必要な整備を計画的かつ適正に実施し、新築移転するまでの安全な施設維持に努めること。</p>	<p>県の助言により第2-2(3)から移動、修正</p>
<p>2 国民健康保険診療施設の役割</p> <p>国民健康保険診療施設としての役割を引き継ぎ、国民</p>	<p>3 国民健康保険診療施設の役割</p> <p>国民健康保険診療施設としての役割を引き継ぎ、国民</p>	<p>上記追加により修正</p>

中期目標（前回）	中期目標（修正）	修正内容
健康保険被保険者に医療を提供し、かつ健康の維持及び増進に寄与すること。	健康保険被保険者に医療を提供し、かつ健康の維持及び増進に寄与すること。	

地方独立行政法人芦屋中央病院 中期計画（案）

前文

第1 中期計画の期間

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービス

- (1) 地域医療の維持及び向上
- (2) 在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供
- (3) 地域医療連携の推進
- (4) 救急医療への取組
- (5) 災害時等における医療協力
- (6) 予防医療への取組
- (7) 地域包括ケアの推進

2 医療の質の向上

- (1) 医療従事者の確保
- (2) 医療安全対策の徹底
- (3) 計画的な医療機器の整備

3 患者サービスの向上

- (1) 患者中心の医療の提供
- (2) 快適性の向上
- (3) 相談窓口の充実
- (4) 職員の接遇向上
- (5) 地域住民への医療情報の提供

4 法令遵守と情報公開

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 法人運営管理体制の確立

2 業務運営の改善と効率化

- (1) 人事考課制度の導入に向けた取組
- (2) 予算の弾力化
- (3) 適切かつ弾力的な人員配置
- (4) 研修制度の推進

第4 財政内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

- (1) 健全な経営の維持
- (2) 収入の確保
- (3) 支出の節減

- 第5 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画および資金計画
 - 1 予算（平成27年度から平成30年度まで）
 - 2 収支計画（平成27年度から平成30年度まで）
 - 3 資金計画（平成27年度から平成30年度まで）
- 第6 短期借入金の限度額
 - 1 限度額
 - 2 想定される短期借入金の発生事由
- 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 第8 剰余金の使途
- 第9 料金に関する事項
 - 1 診療料金等
 - 2 料金の減免
 - 3 その他
- 第10 その他芦屋町の規則で定める業務運営等に関する事項
 - 1 施設及び設備に関する計画（平成27年度から平成30年度まで）
 - 2 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処
分に関する計画
 - 3 その他の法人の業務運営に関し必要な事項
 - (1) 移転新築に向けた取組
 - (2) 施設の維持
 - (3) 国民健康保険診療施設の役割

前文

地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人芦屋中央病院中期目標（以下「中期目標」という。）で示されたとおり、町内唯一の入院機能を有する病院として地域医療の中心的役割を担い、その機能を発揮するため、医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応した病院運営を心掛け、医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的かつ体系的に提供することを目指す。

また、平成30年に移転建て替えが予定されており、その新病院基本計画の中に示されている下記の病院理念と基本方針を踏まえ、ここに、芦屋町長から示された中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

○病院理念

- ・地域住民に信頼される病院
- ・地域医療機関に信頼される病院
- ・職員に信頼される病院

○基本方針

- 1 医療をとおして地域住民の健康の維持と増進に努め、地域の発展に貢献します。
- 2 地域の医療水準の向上に努め、質の高い医療を提供します。
- 3 地域住民の医療・介護・保健・福祉に貢献します。
- 4 地域の医療機関、保健福祉施設などの各関係機関と連携を深め、在宅医療の支援を強化します。
- 5 大学等のがん治療病院と連携を深め、がん治療および終末期医療の充実を図ります。
- 6 医療安全と感染対策に取り組み、安全・安心な医療を提供します。
- 7 患者の権利と尊厳を尊重し、個人情報を適切に取り扱い、プライバシーを守ります。
- 8 働きやすい職場環境づくりに努め、職員の教育・研修を充実します。
- 9 上記、8項目を実現し継続していくため、健全な病院経営を行います。

第1 中期計画の期間

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービス

(1) 地域医療の維持及び向上

町内唯一の入院機能を有する医療機関として、地域住民の幅広い医療ニーズに対応するため、現在の一般病床と療養病床を堅持しつつ、地域医療における中心的な役割を果たす。

地域医療に必要な診療科を確保するとともに、消化器科など専門性が高く当院の強みである領域については、地域完結を目指し更なる高度な医療を提供する。

芦屋町やその周辺地域では高齢化が進んでいるが、高齢者は複数の疾患を抱える傾向が強いことから、現在保有している診療科については、今後も常勤医師及び非常勤医師の活用を含め維持していく。現在休診している耳鼻咽喉科の診療再開と、新築移転後の病院では皮膚科の新設を目指すとともに、診療科名は専門性がわかりやすい名称に細分化する。

増加するがん患者に対する診療の幅の拡大及びがん治療など終末期医療のニーズの多様化に対応して、高度急性期医療との機能分化を図り、当院は高度急性期治療後の患者への治療を担う。また、移転後の病院での外来化学療法の実施や緩和ケア機能の整備に向けた情報収集や人材育成を行う。

(2) 在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供

超高齢化社会の到来に向けて国が示している地域包括ケアシステムの中で、地域医療における分野については、地域医療連携及び介護サービスに関わる各関係機関との連携の深化に積極的に努める。

地域医療の中心的病院としての位置づけを担うため、地域の在宅療養支援診療所との連携を図り、24時間体制で訪問診療・訪問看護などを行う在宅療養支援病院を目指す。

病院の附帯事業として医療と連携した総合的かつ質の高い医療管理が可能な下記の在宅支援サービスを継続して提供するとともに、職員を増員し体制の強化を図る。

① 訪問看護ステーション

医療が必要な高齢者が、住み慣れた地域社会や自宅で療養できるよう、主治医の指示のもと24時間体制で看護ケアを提供する。

また、外部研修等へ参加し、最新の技術・情報を入手し看護に活用する。

② 訪問リハビリテーション

通院が困難な利用者に対し、医師の指示に基づいて、自宅に理学療法士や作業療法士が訪問してリハビリテーションを行い、日常生活の自立を支援する。

③ 居宅介護支援事業所

介護保険を利用する介護の必要な方や家族の要望を尊重し、心身の状態や家族の状況を考慮した上で、利用者の状態に合った適切なサービスが利用できるよう効果的な支援を行う。

指 標	平成 25 年度実績	平成 30 年度目標
訪問看護利用者数	551 人	650 人
訪問看護利用回数	2,652 回	3,300 回
訪問看護ステーション看護師数	3 人	4 人
訪問リハビリ利用件数	1,091 回	1,100 回
居宅介護支援事業所利用者数	1,103 人	1,848 人
居宅介護支援事業所職員数	3 人	5 人

(3) 地域医療連携の推進

近隣の大学病院等の基幹病院との連携を図り、高度急性期医療を終えた地域の患者をスムーズに受け入れ、後方支援病院としての役割を果たす。

地域医療の窓口として、地域の診療所や福祉介護施設等と連携を密にして、外来診療、入院及び退院調整・支援に至るまで切れ目のない医療連携体制を構築し、紹介患者のスムーズな受け入れができるよう取り組む。

指 標	平成 25 年度実績	平成 30 年度目標	
紹介率	36.3%	40%	
入院	基幹病院からの受入件数	149 件	250 件
	上記以外の医療機関からの受入件数	259 件	305 件
介護施設からの受け入れ件数	100 件	120 件	
地域医療連携会参加回数	7 回	7 回	
地域医療連携会参加人数	14 人	14 人	

(4) 救急医療への取組

地域住民への救急医療に対応するため、救急告示病院としての役割を果たし地域の救急医療に貢献する。また、救急隊と連携し、スムーズな救急患者の受け入れ体制の構築に努めるが、当院で対応が困難な状態の患者については、近隣の高次救急病院との連携を密にし、迅速かつ適切な対応を行う。

(5) 災害時等における医療協力

災害や公衆衛生上重大な健康被害が発生又は発生しようとしている場合には、町や地域の災害拠点病院、医師会等と連携して迅速かつ適切に対応するとともに、自らの判断で医療救護活動を行う。

(6) 予防医療への取組

地域住民の健康維持・増進を図るため、町と連携・協力して、特定健診、胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・乳がん検診及び骨密度検査を実施する。また、職員健診、企業健診、協会けんぽ、自衛隊の健診等の拡大を図るとともに、予防接種等を継続し、予防医療に取り組む。

指 標	平成 25 年度実績	平成 30 年度目標
特定健診件数	599 件	720 件
胃がん検診件数	453 件	540 件
大腸がん検診件数	550 件	660 件
肺がん検診件数	768 件	920 件
前立腺がん検診件数	185 件	220 件
乳がん検診件数	310 件	370 件
骨密度検査件数	124 件	150 件

(7) 地域包括ケアの推進

地域ケア会議など地域包括支援センターとの連携を図るとともに、地域において高齢者を支援するため、町内唯一の入院施設を有する病院として、医療及び介護サービスにおいて切れ目のない一体的な取り組みを行う。

また、高齢者の健康推進事業である「いきいき筋力アップ教室」など町と協働して介護予防事業にも取り組む。

2 医療の質の向上

(1) 医療従事者の確保

医師については、良質な医療を提供し地域医療水準の維持・向上を図るため、大学医局との密な連携を図るとともに、待遇の改善や必要に応じた諸手当を導入する。現在、非常勤医師による診療が行われている呼吸器科・循環器科・糖尿病（内科）・整形外科・眼科、休診している耳鼻咽喉科については、常勤医師の確保に努める。

また、医師事務作業補助体制を強化し、診療以外の業務負担を軽減することによって、診療に集中できる職場環境を整備する。

看護職員及びコメディカル職員については、患者やその家族に信頼される医療サービスを提供するため、教育体制の充実によるスキル向上に努めるとともに、認定看護師をはじめとする病院経営に関わるその他資格を有する職員の処遇改善や資格取得費用の助成によって、モチベーションを高める体制を整備する。また、働きやすい職場環境を整備することによって、優秀な人材の流出を防止する。

指 標	平成 25 年度実績	平成 30 年度目標
常勤医師数	12 人	15 人
看護師数	59 人	70 人
認定看護師数	0 人	1 人

（2）医療安全対策の徹底

患者の医療や病院に勤務する職員の安全確保のため、医療安全に関する情報の収集や分析を行い、院内の指針に基づいて医療安全対策の徹底に努める。

① 医療安全管理の充実

医療安全管理委員会による医療事故及びヒヤリハット事例の収集・分析を行い、発生原因・再発防止策を検討し、職員に周知徹底する。また、院内での研修会・報告会、外部講師を招聘しての講習会等を計画的に実施し、外部の研修会等にも積極的に参加することを通じて、安全意識と知識の向上を図る。

② 院内感染防止対策の充実

感染制御委員会及び感染対策チームを中心とし、院内感染対策を確立する。また、院内研修会や外部講師を招聘した講習会等を計画的に実施し、外部の学会や研修会等への参加により情報収集を行い、職員に周知徹底する。さらに、院内ラウンド及び外部団体（KRICT：北九州地域感染制御チーム）によるラウンドを適宜実施し、院内感染の予防に努める。

指 標	平成 25 年度実績	平成 30 年度目標
院内医療安全研修会開催回数	2 回	2 回
院内医療安全研修会参加人数	121 人	150 人
院外研修参加回数	4 回	4 回
院外研修参加人数	5 人	8 人
院内感染研修会開催回数	2 回	2 回
院内感染研修会参加人数	119 人	150 人
院外研修開催回数	4 回	4 回
院外研修参加人数	16 人	16 人
ラウンド回数	1 回	12 回

(3) 計画的な医療機器の整備

老朽化した医療機器は計画的に整備・更新し、診療に有効な医療機器を適宜導入することにより、医師をはじめとする医療従事者のモチベーションを高めるとともに、提供する医療の質の維持・向上を図る。

現在未導入のMRIについては、現施設では整備が必要なため、新病院での導入に向けて準備を行う。

3 患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

患者やその家族が治療内容を十分に理解し、納得した上で治療方法を選択できるように、事前説明を徹底する。

当院及び他の医療機関の患者やその家族から、病状や治療方法について、その主治医以外の医師の助言等を求められた場合に適切に対応できる相談支援体制を強化する。

また、医師をはじめとする専門的な知識・技術を有する複数の医療従事者が、診療科や職種を超えて患者情報を共有し、連携・協働して患者中心の医療を推進するため、褥瘡チーム、栄養サポートチーム、感染症対策チーム、医療安全管理チームなどチーム医療の推進に努める。

(2) 快適性の向上

患者やその家族などの病院利用者がより快適に過ごせるよう、病室、待合スペースなどの院内環境の整備を行い、必要に応じて改善策を講じる。

特に外来の診療待ち時間については、医療システムの更新の際にオーダーリングシステムの導入などIT化を進めることによって、待ち時間の短縮に努める。また、患者満足度調査を実施するなど、患者ニーズを把握し改善することで、患者サービスの向上に反映させる。

(3) 相談窓口の充実

地域住民から選ばれ、受診しやすい病院となるため、患者相談窓口に人員を適切に配置し、患者やその家族からの疾病や治療に関する相談をはじめ、医療費の負担等の生活上の問題、退院後の療養や介護支援など各種相談に適切に対応できる体制を強化する。

指 標	平成 25 年度実績	平成 30 年度目標
相談件数	1,396 件	1,750 件
相談窓口人員数	4 人	5 人

(4) 職員の接遇向上

全職員対象と職種ごとの接遇研修等を計画的に実施し、患者やその家族に立った誠意ある応対の実践により、病院全体で接遇の向上に努める。

指 標	平成 25 年度実績	平成 30 年度目標
院内接遇研修開催回数	—	4 回
院内接遇研修参加人数	—	90 人

(5) 地域住民への医療情報の提供

町が主催する健康講座や公民館講座、あしや塾等に講師を派遣し、自治区や各種団体への公開講座等も実施する。また、広報誌の発行やホームページ等により医療情報を発信し、地域住民への普及啓発活動を行う。

4 法令遵守と情報公開

自治体病院に相応しい倫理観を持ち、法令等を遵守することはもとより、院内規程を定め医療倫理及び行動規範を確立する。

診療録等の個人情報については、個人情報保護法に基づき、適正な情報取得を行い、個人の権利利益が侵害されることがないように保護管理するとともに、院内規程を定め、患者及びその家族等への情報開示請求に対して適切に対応する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 法人運営管理体制の確立

法人の運営については、医療環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、理事長、副理事長及び理事で構成する理事会等法人組織の体制を整備する。

また、法人の諸規程を整備し、権限委譲と責任の所在を明確化した効率的かつ効果的な運営管理体制を確立する。

さらに、中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて、毎月の収支報告及び各診療科・部門の月報を収集・分析を行い、計画の進捗状況を把握し、対策を講じる等、継続的な改善への取組みを行う業務運営を実施する。

2 業務運営の改善と効率化

(1) 人事考課制度の導入に向けた取組

現在の給与制度を見直し、職員の成果や能力の客観的な評価に基づいて、昇任・昇格及び給与に反映させることができる新たな制度の導入を目指す。

また、法人で働く職員の法人運営への参画意識の醸成を図るため、法人の業績と連動して賞与制度や個人の評価が給与及び研修機会の付与等の非金銭的報酬に反映されることにより、職員のモチベーションを高めことができる制度の導入を目指す。

職員に求められる能力・役割を明確にし、その行動評価を具体的、客観的に行うとともに、育成面談の実施、自己の振り返りの機会を設ける等、期待する人材を育てることを目的とした人事考課制度の構築を目指す。

(2) 予算の弾力化

中期計画の期間内で、予算科目や年度にとらわれず弾力的に運用できる会計制度を整備・活用し、医療環境の変化に迅速かつ柔軟に対応する。

また、契約においては、複数年契約や複合契約などの多様な契約手法を用いることにより、効率的かつ効果的な事業運営に努める。

(3) 適切かつ弾力的な人員配置

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、地方独立行政法人化のメリットの一つである柔軟な人事管理制度を活用して、医師をはじめとする職員を適切かつ弾力的に配置する。

医療従事者の確保については、随時採用の実施や必要に応じて常勤以外の多様な雇用形態を取り入れる。また、適材適所による人材の有効活用を図ることにより、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努める。

さらに、事務部門の職員については専門性の高い法人職員の採用、中長期的な育成や研修制度の充実により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図るとともに運営管理体制を強化する。

(4) 研修制度の推進

専門医、認定医、専門看護師及び認定看護師等の資格取得の促進や薬剤師をはじめとするコメディカル職員の専門性の向上に向けた研修については、指導的立場にある職員による院内研修会や各種団体が主催する専門性の高い学会などへの参加、院内へ専門の講師を招聘することで充実を図るなど、職務、職責に応じた実効性のある研修を計画性をもって実施する。

また、資格取得のための外部研修については、旅費支給や支援制度の確立、研修期間中の待遇措置等、制度や環境を整備する。

第4 財政内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 健全な経営の維持

政策的医療に係る経費以外の経常的な事業経費については、法人の事業経営に伴う収入をもって充て、かつ資金が一定の水準に維持されるように健全経営を維持し継続する。

また、町からは繰出し基準に基づいた運営費負担金を繰入れる。

(2) 収入の確保

診療報酬改定への適切な対応と、地域の医療機関との連携を密にし、スムーズな患者の受け入れ体制を確立することで、入院及び外来の単価上昇並びに患者数の増加に努める。

さらに、地域の在宅療養支援診療所との連携の強化、24時間体制での訪問診療・訪問看護の実施、利用者及び利用者家族との密な連携により、入院から在宅復帰への支援、在宅からスムーズな入院への道筋を確立することで利用者の増加に努める。

引き続き請求漏れや査定減を防止するとともに、未収金発生防止や未収金が発生した場合の原因分析の徹底と対策、未収金回収の強化に取り組む。

また、健診・がん検診や文書料等の診療報酬外の収入については、適切な料金設定を行い、収入の増加を図る。

(3) 支出の節減

医薬品及び診療材料等については、調達にかかる費用削減のため徹底した価格交渉の実施、ジェネリック医薬品の使用拡大等を図る。医療機器の購入や委託契約等については、購入費用とランニングコストとの総合的評価の導入、業務内容の見直し、複数年契約の導入等により、費用の削減を図る。

指 標		平成 25 年度実績	平成 30 年度目標	
入 院	一 般 病 床	1 日平均入院患者数	73.4 人	83.5 人
		新規入院患者数	1,256 人	1,450 人
		病床利用率	75.7%	86.1%
		平均入院単価	27,903 円	30,821 円
		平均在院日数	21 日	20 日
	療 養 病 床	平均入院患者数	24 人	29.5 人
		病床利用率	60.0%	73.8%
		平均入院単価	15,471 円	16,325 円
外 来	1 日平均外来患者数	252.6 人	264.9 人	
	外来診療単価	12,498 円	9,907 円	
医業収支比率 ※1		95.6%	92.3%	
經常収支比率 ※2		100.8%	95.9%	
職員給与費比率 ※3		55.5%	60.2%	
材料費比率 ※4		27.2%	21.2%	

※1 医業収支比率＝医業収益／医業費用×100

※2 經常収支比率＝（営業収益＋営業外収益）／（営業費用＋営業外費用）×100

※3 職員給与費比率＝給与費（一般管理費分含む）／医業収益／×100

※4 材料費比率＝材料費（医薬品・診療材料）／医業収益×100

第5 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画および資金計画

1 予算（平成27年度から平成30年度まで）

（単位：千円）

区 分		金 額
収 入		
営業収益		10,583,881
医業収益		8,212,088
運営費負担金等収益		2,371,794
営業外収益		53,916
運営費負担金収益		23,676
その他営業外収益		30,240
資本収入		3,142,165
長期借入金		3,142,165
その他の収入		400
計		13,780,362
支 出		
営業費用		8,182,726
医業費用		7,913,199
給与費		4,384,673
材料費		2,328,219
経費		1,200,307
一般管理費		269,526
給与費		238,910
経費		30,616
営業外費用		97,080
資本支出		5,460,756
建設改良費		5,033,361
償還金		427,395
その他の支出		8,000
計		13,748,562

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注）期間中の診療報酬改定、介護報酬改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

【人件費の見積り】

期間中総額4,623,583千円を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の繰出基準等】

運営費負担金については、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費

負担金等については、経常費助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画（平成 27 年度から平成 30 年度まで）

（単位：千円）

区 分	金 額
収益の部	9,306,552
営業収益	9,254,476
医業収益	8,177,165
運営費負担金等収益	598,259
資産見返負債戻入	479,052
営業外収益	51,676
運営費負担金収益	23,676
その他営業外収益	28,000
臨時利益	400
費用の部	10,660,967
営業費用	8,624,742
医業費用	8,355,216
給与費	4,400,815
材料費	2,121,585
経費	1,093,600
減価償却費	727,216
その他医業費用	12,000
一般管理費	269,526
営業外費用	628,225
臨時損失	1,408,000
純利益	▲ 1,354,415
目的積立金取崩額	—
総利益	▲ 1,354,415

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

3 資金計画（平成 27 年度から平成 30 年度まで）

（単位：千円）

区 分		金 額
資金収入		13,780,362
資金収入	業務活動による収入	10,638,197
	診療業務による収入	8,212,088
	運営費負担金等による収入	2,395,470
	その他の業務活動による収入	30,640
	投資活動による収入	—
	財務活動による収入	3,142,165
	長期借入れによる収入	3,142,165
	前事業年度からの繰越金	—
資金支出		13,780,362
資金支出	業務活動による支出	8,287,806
	給与費支出	4,623,583
	材料費支出	2,328,219
	その他の業務活動による支出	1,336,003
	投資活動による支出	5,033,361
	有形固定資産の取得による支出	5,033,361
	財務活動による支出	427,395
	移行前地方債償還債務の償還及び長期借入金 の返済による支出	427,395
	次期中期目標の期間への繰越金	31,800

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

第6 短期借入金の限度額

1 限度額

300 百万円

2 想定される短期借入金の発生事由

- (1) 業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応
- (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

計画期間中の毎事業年度の決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・改修、医療機器の購入、長期借入金の償還、教育・研修体制の充実、組織運営の向上策等に充てる。

第9 料金に関する事項

1 診療料金等

- (1) 病院の診療料金及びその他の諸料金は次に定める額とする。
- (2) 診療料金及びその他諸料金の額は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、その他の法令等により算定した額とする。
- (3) 前項の規定によらない料金は、理事長が別に定める。
- (4) 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により消費税及び地方消費税が課せられる場合にあつては、全各号の料金について当該各号に規定する額に、消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、料金の額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、別に定めるところにより料金を減免することができる。

3 その他

第9 料金に関する事項に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

第10 その他芦屋町の規則で定める業務運営等に関する事項

1 施設及び設備に関する計画（平成27年度から平成30年度まで）

（単位：千円）

施設及び設備の内容	予 定 額
病院施設・設備の整備	4,009,601
医療機器等の整備・更新	1,023,760

2 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画

なし

3 その他の法人の業務運営に関し必要な事項

（1）新築移転に向けた取組

平成30年5月の開院を目指し「町立芦屋中央病院 新病院基本計画」に基づき、新築移転後の病院の役割や機能、施設の仕様などをより具体的に検討し、確実に事業を進める。その中で、移転後の病院で新たに取り組む主なものについては、次のとおりとする。

① MRIの導入

新たにMRIを導入する。

② 院外処方への移行

国が進める医薬分業の制度に伴い、院外処方へ移行する。

③ 外来化学療法の実施

施設及び体制を整え、外来化学療法を実施する。

④ 皮膚科の新設

超高齢化社会の到来に伴い、高齢者における皮膚科の需要が高いため、必要とする皮膚科の新設を目指す。

⑤ 診療科名の細分化

専門性がわかりやすいよう、診療科名の標記を細分化する。

（2）施設の維持

昭和51年10月に開院した当院建物は、耐用年数を過ぎた設備が多く、老朽化が進んでいる。地域住民に安全で安心な医療を提供するため、必要な整備を把握して計画的に改修等を実施し、新築移転するまでの安全な施設維持を行う。

（3）国民健康保険診療施設の役割

国民健康保険診療施設としての役割を引き継ぎ、国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ健康の維持及び増進に寄与する。

国民健康保険被保険者に対し、医療の提供はもとより、特定健診及びがん検診等を実施し、予防医療に努める。

また、医療相談窓口や当院が保有する訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業所の充実を図り、地域医療の中心となるべく国民健康保険診療施設としての役割を果たす。

地方独立行政法人芦屋中央病院 中期計画の変更（案） 新旧対比表

中期計画（第3回評価委員会提出）	中期計画（修正）	修正内容
<p>地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人芦屋中央病院中期目標（以下「中期目標」という。）で示されたとおり、町内唯一の入院機能を有する病院として地域医療の中心的役割を担い、その機能を発揮するため、医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応した病院運営を心掛け、医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的かつ体系的に提供することを目指す。</p> <p>また、平成30年に移転建て替えが予定されており、その新病院基本計画の中に示されている下記の病院理念と基本方針を踏まえ、ここに、芦屋町長から示された中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。</p> <p>○病院理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に信頼される病院 ・地域医療機関に信頼される病院 ・職員に信頼される病院 <p>○基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療をとおして地域住民の健康の維持と増進に努め、地域の発展に貢献します。 2 地域の医療水準の向上に努め、質の高い医療を提供します。 3 地域住民の医療・介護・保健・福祉に貢献します。 4 地域の医療機関、保健福祉施設などの各関係機関と連携を 	<p>地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人芦屋中央病院中期目標（以下「中期目標」という。）で示されたとおり、町内唯一の入院機能を有する病院として地域医療の中心的役割を担い、その機能を発揮するため、医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応した病院運営を心掛け、医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的かつ体系的に提供することを目指す。</p> <p>また、平成30年に移転建て替えが予定されており、その新病院基本計画の中に示されている下記の病院理念と基本方針を踏まえ、ここに、芦屋町長から示された中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。</p> <p>○病院理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に信頼される病院 ・地域医療機関に信頼される病院 ・職員に信頼される病院 <p>○基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療をとおして地域住民の健康の維持と増進に努め、地域の発展に貢献します。 2 地域の医療水準の向上に努め、質の高い医療を提供します。 3 地域住民の医療・介護・保健・福祉に貢献します。 4 地域の医療機関、保健福祉施設などの各関係機関と連携を 	

中期計画（第3回評価委員会提出）	中期計画（修正）	修正内容
<p>深め、在宅医療の支援を強化します。</p> <p>5 大学等のがん治療病院と連携を深め、がん治療および終末期医療の充実を図ります。</p> <p>6 医療安全と感染対策に取り組み、安全・安心な医療を提供します。</p> <p>7 患者の権利と尊厳を尊重し、個人情報を適切に取り扱い、プライバシーを守ります。</p> <p>8 働きやすい職場環境づくりに努め、職員の教育・研修を充実します。</p> <p>9 上記、8項目を実現し継続していくため、健全な病院経営を行います。</p>	<p>深め、在宅医療の支援を強化します。</p> <p>5 大学等のがん治療病院と連携を深め、がん治療および終末期医療の充実を図ります。</p> <p>6 医療安全と感染対策に取り組み、安全・安心な医療を提供します。</p> <p>7 患者の権利と尊厳を尊重し、個人情報を適切に取り扱い、プライバシーを守ります。</p> <p>8 働きやすい職場環境づくりに努め、職員の教育・研修を充実します。</p> <p>9 上記、8項目を実現し継続していくため、健全な病院経営を行います。</p>	
<p>第1 中期計画の期間</p> <p>平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間とする。</p>	<p>第1 中期計画の期間</p> <p>平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間とする。</p>	
<p>第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 医療サービス</p> <p>(1) 地域医療の維持及び向上</p> <p>町内唯一の入院機能を有する医療機関として、地域住民の幅広い医療ニーズに対応するため、現在の一般病床と療養病床を堅持しつつ、地域医療における中心的な役割を果たす。</p> <p>地域医療に必要な診療科を確保するとともに、消化器科など専門性が高く当院の強みである領域については、地域</p>	<p>第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 医療サービス</p> <p>(1) 地域医療の維持及び向上</p> <p>町内唯一の入院機能を有する医療機関として、地域住民の幅広い医療ニーズに対応するため、現在の一般病床と療養病床を堅持しつつ、地域医療における中心的な役割を果たす。</p> <p>地域医療に必要な診療科を確保するとともに、消化器科など専門性が高く当院の強みである領域については、地域</p>	

中期計画（第3回評価委員会提出）	中期計画（修正）	修正内容
<p>完結を目指し更なる高度な医療を提供する。</p> <p>芦屋町やその周辺地域では高齢化が進んでいるが、高齢者は複数の疾患を抱える傾向が強いことから、現在保有している診療科については、今後も常勤医師及び非常勤医師の活用を含め維持していく。現在休診している耳鼻咽喉科の診療再開と、新病院では皮膚科の新設を目指すとともに、診療科名は専門性がわかりやすい名称に細分化する。</p> <p>増加するがん患者に対する診療の幅の拡大及びがん治療など終末期医療のニーズの多様化に対応して、高度急性期医療との機能分化を図り、当院は高度急性期治療後の患者への治療を担う。また、新病院での外来化学療法の充実や緩和ケア機能の整備に向けた情報収集や人材育成を行う。</p>	<p>完結を目指し更なる高度な医療を提供する。</p> <p>芦屋町やその周辺地域では高齢化が進んでいるが、高齢者は複数の疾患を抱える傾向が強いことから、現在保有している診療科については、今後も常勤医師及び非常勤医師の活用を含め維持していく。現在休診している耳鼻咽喉科の診療再開と、新築移転後の病院では皮膚科の新設を目指すとともに、診療科名は専門性がわかりやすい名称に細分化する。</p> <p>増加するがん患者に対する診療の幅の拡大及びがん治療など終末期医療のニーズの多様化に対応して、高度急性期医療との機能分化を図り、当院は高度急性期治療後の患者への治療を担う。また、移転後の病院での外来化学療法の充実や緩和ケア機能の整備に向けた情報収集や人材育成を行う。</p>	<p>県の助言により修正</p> <p>県の助言により修正</p>
<p>(2) 在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供</p> <p>超高齢化社会の到来に向けて国が示している地域包括ケアシステムの中で、地域医療における分野については、地域医療連携及び介護サービスに関わる各関係機関との連携の深化に積極的に努める。</p> <p>地域医療の中心的病院としての位置づけを担うため、地域の在宅療養支援診療所との連携を図り、24時間体制で訪問診療・訪問看護などを行う在宅療養支援病院を目指す。</p> <p>病院の附帯事業として医療と連携した総合的かつ質の高</p>	<p>(2) 在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供</p> <p>超高齢化社会の到来に向けて国が示している地域包括ケアシステムの中で、地域医療における分野については、地域医療連携及び介護サービスに関わる各関係機関との連携の深化に積極的に努める。</p> <p>地域医療の中心的病院としての位置づけを担うため、地域の在宅療養支援診療所との連携を図り、24時間体制で訪問診療・訪問看護などを行う在宅療養支援病院を目指す。</p> <p>病院の附帯事業として医療と連携した総合的かつ質の高</p>	

中期計画（第3回評価委員会提出）	中期計画（修正）	修正内容
<p>い医療管理が可能な下記の在宅支援サービスを継続して提供するとともに、職員を増員し体制の強化を図る。</p> <p>① 訪問看護ステーション</p> <p>医療が必要な高齢者が、住み慣れた地域社会や自宅で療養できるよう、主治医の指示のもと24時間体制で看護ケアを提供する。</p> <p>また、外部研修等へ参加し、最新の技術・情報を入手し看護に活用する。</p> <p>② 訪問リハビリテーション</p> <p>通院が困難な利用者に対し、医師の指示に基づいて、自宅に理学療法士や作業療法士が訪問してリハビリテーションを行い、日常生活の自立を支援する。</p> <p>③ 居宅介護支援事業所</p> <p>介護保険を利用する介護の必要な方や家族の要望を尊重し、心身の状態や家族の状況を考慮した上で、利用者の状態に合った適切なサービスが利用できるような効果的な支援を行う。</p>	<p>い医療管理が可能な下記の在宅支援サービスを継続して提供するとともに、職員を増員し体制の強化を図る。</p> <p>① 訪問看護ステーション</p> <p>医療が必要な高齢者が、住み慣れた地域社会や自宅で療養できるよう、主治医の指示のもと24時間体制で看護ケアを提供する。</p> <p>また、外部研修等へ参加し、最新の技術・情報を入手し看護に活用する。</p> <p>② 訪問リハビリテーション</p> <p>通院が困難な利用者に対し、医師の指示に基づいて、自宅に理学療法士や作業療法士が訪問してリハビリテーションを行い、日常生活の自立を支援する。</p> <p>③ 居宅介護支援事業所</p> <p>介護保険を利用する介護の必要な方や家族の要望を尊重し、心身の状態や家族の状況を考慮した上で、利用者の状態に合った適切なサービスが利用できるような効果的な支援を行う。</p>	
<p>(3) 地域医療連携の推進</p> <p>近隣の大学病院等の基幹病院との連携を図り、高度急性期医療を終えた地域の患者をスムーズに受け入れ、後方支援病院としての役割を果たす。</p> <p>地域医療の窓口として、地域の診療所や福祉介護施設等と連携を密にして、外来診療、入院及び退院調整・支援に</p>	<p>(3) 地域医療連携の推進</p> <p>近隣の大学病院等の基幹病院との連携を図り、高度急性期医療を終えた地域の患者をスムーズに受け入れ、後方支援病院としての役割を果たす。</p> <p>地域医療の窓口として、地域の診療所や福祉介護施設等と連携を密にして、外来診療、入院及び退院調整・支援に</p>	

中期計画（第3回評価委員会提出）	中期計画（修正）	修正内容
<p>至るまで切れ目のない医療連携体制を構築し、紹介患者のスムーズな受け入れができるよう取り組む。</p>	<p>至るまで切れ目のない医療連携体制を構築し、紹介患者のスムーズな受け入れができるよう取り組む。</p>	
<p>（4）救急医療の取り組み</p> <p>地域住民への救急医療に対応するため、救急告示病院としての役割を果たし地域の救急医療に貢献する。また、救急隊と連携し、スムーズな救急患者の受け入れ体制の構築に努めるが、当院で対応が困難な状態の患者については、近隣の高次救急病院との連携を密にし、迅速かつ適切な対応を行う。</p>	<p>（4）救急医療への取組</p> <p>地域住民への救急医療に対応するため、救急告示病院としての役割を果たし地域の救急医療に貢献する。また、救急隊と連携し、スムーズな救急患者の受け入れ体制の構築に努めるが、当院で対応が困難な状態の患者については、近隣の高次救急病院との連携を密にし、迅速かつ適切な対応を行う。</p>	<p>県の助言により修正</p>
<p>（5）災害時等における医療協力</p> <p>災害や公衆衛生上重大な健康被害が発生又は発生しようとしている場合には、町長の求めに応じ、町、関係機関及び関係団体と連携して迅速かつ適切に対応するとともに、自らの判断で医療救護活動を行う。</p>	<p>（5）災害時等における医療協力</p> <p>災害や公衆衛生上重大な健康被害が発生又は発生しようとしている場合には、町や地域の災害拠点病院、医師会等と連携して迅速かつ適切に対応するとともに、自らの判断で医療救護活動を行う。</p>	<p>県の助言により削除 委員提案により修正</p>
<p>（6）予防医療の取り組み</p> <p>地域住民の健康維持・増進を図るため、町と連携・協力して、特定健診、胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・乳がん検診及び骨密度検査を実施する。また、職員健診、企業健診、協会けんぽ、自衛隊の健診等の拡大を図るとともに、予防接種等を継続し、予防医療に取り組む。</p>	<p>（6）予防医療への取組</p> <p>地域住民の健康維持・増進を図るため、町と連携・協力して、特定健診、胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・乳がん検診及び骨密度検査を実施する。また、職員健診、企業健診、協会けんぽ、自衛隊の健診等の拡大を図るとともに、予防接種等を継続し、予防医療に取り組む。</p>	<p>県の助言により修正</p>

中期計画（第3回評価委員会提出）	中期計画（修正）	修正内容
<p>(7) 地域包括ケアの推進</p> <p>地域ケア会議など地域包括支援センターとの連携を図るとともに、地域において高齢者を支援するため、町内唯一の入院施設を有する病院として、医療及び介護サービスにおいて切れ目のない一体的な取り組みを行う。</p> <p>また、高齢者の健康推進事業である「いきいき筋力アップ教室」など町と協働して介護予防事業にも取り組む。</p>	<p>(7) 地域包括ケアの推進</p> <p>地域ケア会議など地域包括支援センターとの連携を図るとともに、地域において高齢者を支援するため、町内唯一の入院施設を有する病院として、医療及び介護サービスにおいて切れ目のない一体的な取り組みを行う。</p> <p>また、高齢者の健康推進事業である「いきいき筋力アップ教室」など町と協働して介護予防事業にも取り組む。</p>	
<p>2 医療の質の向上</p> <p>(1) 医療職の確保</p> <p>医師については、良質な医療を提供し地域医療水準の維持・向上を図るため、大学医局との密な連携を図るとともに、待遇の改善や必要に応じた諸手当を導入する。現在、非常勤医師による診療が行われている呼吸器科・循環器科・糖尿病（内科）・整形外科・眼科、休診している耳鼻咽喉科については、常勤医師の確保に努める。</p> <p>また、医師事務作業補助体制を強化し、診療以外の業務負担を軽減することによって、診療に集中できる職場環境を整備する。</p> <p>看護職員及びコメディカル職員については、患者やその家族に信頼される医療サービスを提供するため、教育体制の充実によるスキル向上に努めるとともに、認定看護師をはじめとする病院経営に関わるその他資格を有する職員の処遇改善や資格取得費用の助成によって、モチベーション</p>	<p>2 医療の質の向上</p> <p>(1) 医療従事者の確保</p> <p>医師については、良質な医療を提供し地域医療水準の維持・向上を図るため、大学医局との密な連携を図るとともに、待遇の改善や必要に応じた諸手当を導入する。現在、非常勤医師による診療が行われている呼吸器科・循環器科・糖尿病（内科）・整形外科・眼科、休診している耳鼻咽喉科については、常勤医師の確保に努める。</p> <p>また、医師事務作業補助体制を強化し、診療以外の業務負担を軽減することによって、診療に集中できる職場環境を整備する。</p> <p>看護職員及びコメディカル職員については、患者やその家族に信頼される医療サービスを提供するため、教育体制の充実によるスキル向上に努めるとともに、認定看護師をはじめとする病院経営に関わるその他資格を有する職員の処遇改善や資格取得費用の助成によって、モチベーション</p>	<p>県の助言により修正</p>

中期計画（第3回評価委員会提出）	中期計画（修正）	修正内容
<p>を高める体制を整備する。また、働きやすい職場環境を整備することによって、優秀な人材の流出を防止する。</p>	<p>を高める体制を整備する。また、働きやすい職場環境を整備することによって、優秀な人材の流出を防止する。</p>	
<p>（2）医療安全対策の徹底</p> <p>患者の医療や病院に勤務する職員の安全確保のため、医療安全に関する情報の収集や分析を行い、院内の指針に基づいて医療安全対策の徹底に努める。</p> <p>① 医療安全管理の充実</p> <p>医療安全管理委員会による医療事故及びヒヤリハット事例の収集・分析を行い、発生原因・再発防止策を検討し、職員に周知徹底する。また、院内での研修会・報告会、外部講師を招聘しての講習会等を計画的に実施し、外部の研修会等にも積極的に参加することを通じて、安全意識と知識の向上を図る。</p> <p>② 院内感染防止対策の充実</p> <p>感染制御委員会及び感染対策チームを中心とし、院内感染対策を確立する。また、院内研修会や外部講師を招聘した講習会等を計画的に実施し、外部の学会や研修会等への参加により情報収集を行い、職員に周知徹底する。さらに、院内ラウンド及び外部団体（KRICT：北九州地域感染制御チーム）によるラウン</p>	<p>（2）医療安全対策の徹底</p> <p>患者の医療や病院に勤務する職員の安全確保のため、医療安全に関する情報の収集や分析を行い、院内の指針に基づいて医療安全対策の徹底に努める。</p> <p>① 医療安全管理の充実</p> <p>医療安全管理委員会による医療事故及びヒヤリハット事例の収集・分析を行い、発生原因・再発防止策を検討し、職員に周知徹底する。また、院内での研修会・報告会、外部講師を招聘しての講習会等を計画的に実施し、外部の研修会等にも積極的に参加することを通じて、安全意識と知識の向上を図る。</p> <p>② 院内感染防止対策の充実</p> <p>感染制御委員会及び感染対策チームを中心とし、院内感染対策を確立する。また、院内研修会や外部講師を招聘した講習会等を計画的に実施し、外部の学会や研修会等への参加により情報収集を行い、職員に周知徹底する。さらに、院内ラウンド及び外部団体（KRICT：北九州地域感染制御チーム）によるラウン</p>	

中期計画（第3回評価委員会提出）	中期計画（修正）	修正内容
ドを適宜実施し、院内感染の予防に努める。	ドを適宜実施し、院内感染の予防に努める。	
<p>(3) 施設の維持</p> <p>昭和51年10月に開院した当院建物は、耐用年数を過ぎた設備が多く、老朽化が進んでいる。地域住民に安全で安心な医療を提供するため、必要な整備を把握して計画的に改修等を実施し、新病院へ移転する間の安全な施設維持を行う。</p>		<p>県の助言により第10-3(2)へ移動</p>
<p>(4) 計画的な医療機器の整備</p> <p>老朽化した医療機器は計画的に整備・更新し、診療に有効な医療機器を適宜導入することにより、医師をはじめとする医療職のモチベーションを高めるとともに、提供する医療の質の維持・向上を図る。</p> <p>現在未導入のMRIについては、現施設では整備が必要なため、新病院での導入に向けて準備を行う。</p>	<p>(3) 計画的な医療機器の整備</p> <p>老朽化した医療機器は計画的に整備・更新し、診療に有効な医療機器を適宜導入することにより、医師をはじめとする医療従事者のモチベーションを高めるとともに、提供する医療の質の維持・向上を図る。</p> <p>現在未導入のMRIについては、現施設では整備が必要なため、新病院での導入に向けて準備を行う。</p>	<p>上記移動に伴い修正</p> <p>県の助言により修正</p>
<p>3 患者サービスの向上</p> <p>(1) 患者中心の医療の提供</p> <p>患者やその家族が治療内容を十分に理解し、納得した上で治療方法を選択できるように、事前説明を徹底する。</p> <p>他の医療機関の患者やその家族から、病状や治療方法について、その主治医以外の医師の助言等を求められた場合に適切に対応できる相談支援体制を強化する。</p> <p>また、医師をはじめとする専門的な知識・技術を有する</p>	<p>3 患者サービスの向上</p> <p>(1) 患者中心の医療の提供</p> <p>患者やその家族が治療内容を十分に理解し、納得した上で治療方法を選択できるように、事前説明を徹底する。</p> <p>当院及び他の医療機関の患者やその家族から、病状や治療方法について、その主治医以外の医師の助言等を求められた場合に適切に対応できる相談支援体制を強化する。</p> <p>また、医師をはじめとする専門的な知識・技術を有する</p>	<p>事務局にて追加</p>

中期計画（第3回評価委員会提出）	中期計画（修正）	修正内容
<p>複数の医療従事者が、診療科や職種を超えて患者情報を共有し、連携・協働して患者中心の医療を推進するため、褥瘡チーム、栄養サポートチーム、感染症対策チーム、医療安全管理チームなどチーム医療の推進に努める。</p>	<p>複数の医療従事者が、診療科や職種を超えて患者情報を共有し、連携・協働して患者中心の医療を推進するため、褥瘡チーム、栄養サポートチーム、感染症対策チーム、医療安全管理チームなどチーム医療の推進に努める。</p>	
<p>（2）快適性の向上</p> <p>患者やその家族などの病院利用者がより快適に過ごせるよう、病室、待合スペースなどの院内環境の整備を行い、必要に応じて改善策を講じる。</p> <p>特に外来の診療待ち時間については、医療システムの更新の際にオーダーリングシステムの導入などIT化を進めることによって、待ち時間の短縮に努める。また、患者満足度調査を実施するなど、患者ニーズを把握し改善することで、患者サービスの向上に反映させる。</p>	<p>（2）快適性の向上</p> <p>患者やその家族などの病院利用者がより快適に過ごせるよう、病室、待合スペースなどの院内環境の整備を行い、必要に応じて改善策を講じる。</p> <p>特に外来の診療待ち時間については、医療システムの更新の際にオーダーリングシステムの導入などIT化を進めることによって、待ち時間の短縮に努める。また、患者満足度調査を実施するなど、患者ニーズを把握し改善することで、患者サービスの向上に反映させる。</p>	
<p>（3）相談窓口の充実</p> <p>地域住民から選ばれ、受診しやすい病院となるため、患者相談窓口に人員を適切に配置し、患者やその家族からの疾病や治療に関する相談をはじめ、医療費の負担等の生活上の問題、退院後の療養や介護支援など各種相談に適切に対応できる体制を強化する。</p>	<p>（3）相談窓口の充実</p> <p>地域住民から選ばれ、受診しやすい病院となるため、患者相談窓口に人員を適切に配置し、患者やその家族からの疾病や治療に関する相談をはじめ、医療費の負担等の生活上の問題、退院後の療養や介護支援など各種相談に適切に対応できる体制を強化する。</p>	
<p>（4）職員の接遇向上</p> <p>全職員対象と職種ごとの接遇研修等を計画的に実施し、患者やその家族に立った誠意ある応対の実践により、病院</p>	<p>（4）職員の接遇向上</p> <p>全職員対象と職種ごとの接遇研修等を計画的に実施し、患者やその家族に立った誠意ある応対の実践により、病院</p>	

中期計画（第3回評価委員会提出）	中期計画（修正）	修正内容
全体で接遇の向上に努める。	全体で接遇の向上に努める。	
<p>(5) 地域住民への医療情報の提供</p> <p>町が主催する健康講座や公民館講座、あしや塾等に講師を派遣し、自治区や各種団体への公開講座等も実施する。また、広報誌の発行やホームページ等により医療情報を発信し、地域住民への普及啓発活動を行う。</p>	<p>(5) 地域住民への医療情報の提供</p> <p>町が主催する健康講座や公民館講座、あしや塾等に講師を派遣し、自治区や各種団体への公開講座等も実施する。また、広報誌の発行やホームページ等により医療情報を発信し、地域住民への普及啓発活動を行う。</p>	
<p>4 法令遵守と情報公開</p> <p>自治体病院に相応しい倫理観を持ち、法令等を遵守することはもとより、院内規程を定め医療倫理及び行動規範を確立する。</p> <p>診療録等の個人情報については、個人情報保護法に基づき、適正な情報取得を行い、個人の権利利益が侵害されないことがないよう保護管理するとともに、院内規程を定め、患者及びその家族等への情報開示請求に対して適切に対応する。</p>	<p>4 法令遵守と情報公開</p> <p>自治体病院に相応しい倫理観を持ち、法令等を遵守することはもとより、院内規程を定め医療倫理及び行動規範を確立する。</p> <p>診療録等の個人情報については、個人情報保護法に基づき、適正な情報取得を行い、個人の権利利益が侵害されないことがないよう保護管理するとともに、院内規程を定め、患者及びその家族等への情報開示請求に対して適切に対応する。</p>	
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 法人運営管理体制の確立</p> <p>法人の運営については、医療環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、理事長、副理事長及び理事で構成する理事会等法人組織の体制を整備する。</p> <p>また、法人の諸規程を整備し、権限と責任に基づいた弾</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 法人運営管理体制の確立</p> <p>法人の運営については、医療環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、理事長、副理事長及び理事で構成する理事会等法人組織の体制を整備する。</p> <p>また、法人の諸規程を整備し、権限委譲と責任の所在を</p>	<p>県の助言により修正</p>

中期計画（第3回評価委員会提出）	中期計画（修正）	修正内容
<p>力的な運営のもと、効率的かつ効果的な運営管理体制を確立する。</p> <p>さらに、中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて、毎月の収支報告及び各診療科・部門の月報を収集・分析を行い、計画の進捗状況を把握し、対策を講じる等、継続的な改善への取組みを行う業務運営を実施する。</p>	<p>明確化した効率的かつ効果的な運営管理体制を確立する。</p> <p>さらに、中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて、毎月の収支報告及び各診療科・部門の月報を収集・分析を行い、計画の進捗状況を把握し、対策を講じる等、継続的な改善への取組みを行う業務運営を実施する。</p>	
<p>2 業務運営の改善と効率化</p> <p>(1) 人事考課制度の導入</p> <p>現在の給与制度を見直し、職員の成果や能力の客観的な評価に基づいて、昇任・昇格及び給与に反映させることができる新たな制度を導入する。</p> <p>法人で働く職員の法人運営への参画意識の醸成を図るため、法人の業績と連動して賞与制度や個人の評価が給与及び研修機会の付与等の非金銭的報酬に反映されることにより、職員のモチベーションを高めことができる制度を導入する。</p> <p>職員に求められる能力・役割を明確にし、その行動評価を具体的、客観的に行うとともに、育成面談の実施、自己の振り返りの機会を設ける等、期待する人材を育てることを目的とした人事考課制度を構築する。</p>	<p>2 業務運営の改善と効率化</p> <p>(1) 人事考課制度の導入に向けた取組</p> <p>現在の給与制度を見直し、職員の成果や能力の客観的な評価に基づいて、昇任・昇格及び給与に反映させることができる新たな制度の導入を目指す。</p> <p>また、法人で働く職員の法人運営への参画意識の醸成を図るため、法人の業績と連動して賞与制度や個人の評価が給与及び研修機会の付与等の非金銭的報酬に反映されることにより、職員のモチベーションを高めことができる制度の導入を目指す。</p> <p>職員に求められる能力・役割を明確にし、その行動評価を具体的、客観的に行うとともに、育成面談の実施、自己の振り返りの機会を設ける等、期待する人材を育てることを目的とした人事考課制度の構築を目指す。</p>	<p>県の助言により追加</p> <p>県の助言により修正 事務局にて追加</p> <p>県の助言により修正</p> <p>県の助言により修正</p>
<p>(2) 予算の弾力化</p> <p>中期計画の期間内で、予算科目や年度にとらわれず弾力的に運用できる会計制度を整備・活用し、医療環境の変化</p>	<p>(2) 予算の弾力化</p> <p>中期計画の期間内で、予算科目や年度にとらわれず弾力的に運用できる会計制度を整備・活用し、医療環境の変化</p>	

中期計画（第3回評価委員会提出）	中期計画（修正）	修正内容
<p>に迅速かつ柔軟に対応する。</p> <p>また、契約においては、複数年契約や複合契約などの多様な契約手法を用いることにより、効率的かつ効果的な事業運営に努める。</p>	<p>に迅速かつ柔軟に対応する。</p> <p>また、契約においては、複数年契約や複合契約などの多様な契約手法を用いることにより、効率的かつ効果的な事業運営に努める。</p>	
<p>(3) 適切かつ弾力的な人員配置</p> <p>高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、地方独立行政法人化のメリットの一つである柔軟な人事管理制度を活用して、医師をはじめとする職員を適切かつ弾力的に配置する。</p> <p>医療職員の確保については、随時採用の実施や必要に応じて常勤以外の多様な雇用形態を取り入れる。また、適材適所による人材の有効活用を図ることにより、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努める。</p> <p>さらに、事務部門の職員については専門性の高い法人職員の採用、中長期的な育成や研修制度の充実により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図るとともに運営管理体制を強化する。</p>	<p>(3) 適切かつ弾力的な人員配置</p> <p>高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、地方独立行政法人化のメリットの一つである柔軟な人事管理制度を活用して、医師をはじめとする職員を適切かつ弾力的に配置する。</p> <p>医療従事者の確保については、随時採用の実施や必要に応じて常勤以外の多様な雇用形態を取り入れる。また、適材適所による人材の有効活用を図ることにより、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努める。</p> <p>さらに、事務部門の職員については専門性の高い法人職員の採用、中長期的な育成や研修制度の充実により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図るとともに運営管理体制を強化する。</p>	<p>県の助言により修正</p>
<p>(4) 研修制度の確立</p> <p>専門医、認定医、専門看護師及び認定看護師等の資格取得の促進や薬剤師をはじめとするコメディカル職員の専門性の向上に向けた研修については、指導的立場にある職員による院内研修会や各種団体が主催する専門性の高い学会などへの参加、院内へ専門の講師を招聘することで充実を</p>	<p>(4) 研修制度の推進</p> <p>専門医、認定医、専門看護師及び認定看護師等の資格取得の促進や薬剤師をはじめとするコメディカル職員の専門性の向上に向けた研修については、指導的立場にある職員による院内研修会や各種団体が主催する専門性の高い学会などへの参加、院内へ専門の講師を招聘することで充実を</p>	<p>委員提案により修正</p>

中期計画（第3回評価委員会提出）	中期計画（修正）	修正内容
<p>図るなど、職務、職責に応じた実効性のある研修を計画性をもって実施する。</p> <p>また、資格取得のための外部研修については、旅費支給や支援制度の確立、研修期間中の待遇措置等、資格取得のための制度や環境を整備する。</p>	<p>図るなど、職務、職責に応じた実効性のある研修を計画性をもって実施する。</p> <p>また、資格取得のための外部研修については、旅費支給や支援制度の確立、研修期間中の待遇措置等、制度や環境を整備する。</p>	委員提案により削除
<p>第4 財政内容の改善に関する事項</p> <p>1 持続可能な経営基盤の確立</p> <p>(1) 健全な経営の維持</p> <p>政策的医療に係る経費以外の経常的な事業経費については、法人の事業経営に伴う収入をもって充て、かつ資金が一定の水準に維持されるように健全経営を維持し継続する。</p>	<p>第4 財政内容の改善に関する事項</p> <p>1 持続可能な経営基盤の確立</p> <p>(1) 健全な経営の維持</p> <p>政策的医療に係る経費以外の経常的な事業経費については、法人の事業経営に伴う収入をもって充て、かつ資金が一定の水準に維持されるように健全経営を維持し継続する。</p> <p>また、町からは繰出し基準に基づいた負担金を繰入れる。</p>	委員提案により追加
<p>(2) 収入の確保</p> <p>診療報酬改定への適切な対応と、地域の医療機関との連携を密にし、スムーズな患者の受け入れ体制を確立することで、入院及び外来の単価上昇並びに患者数の増加に努める。</p> <p>また、地域の在宅療養支援診療所との連携の強化、24時間体制での訪問診療・訪問看護の実施、利用者及び利用者家族との密な連携により、入院から在宅復帰への支援、在宅からスムーズな入院への道筋を確立することで利用者の増加に努める。</p>	<p>(2) 収入の確保</p> <p>診療報酬改定への適切な対応と、地域の医療機関との連携を密にし、スムーズな患者の受け入れ体制を確立することで、入院及び外来の単価上昇並びに患者数の増加に努める。</p> <p>さらに、地域の在宅療養支援診療所との連携の強化、24時間体制での訪問診療・訪問看護の実施、利用者及び利用者家族との密な連携により、入院から在宅復帰への支援、在宅からスムーズな入院への道筋を確立することで利用者の増加に努める。</p>	事務局にて修正

中期計画（第3回評価委員会提出）	中期計画（修正）	修正内容
<p>引き続き請求漏れや査定減を防止するとともに、未収金発生の防止や未収金が発生した場合の原因分析の徹底と対策、未収金回収の強化に取り組む。</p>	<p>引き続き請求漏れや査定減を防止するとともに、未収金発生の防止や未収金が発生した場合の原因分析の徹底と対策、未収金回収の強化に取り組む。</p> <p>また、健診（がん検診）や文書料等の診療報酬外の収入については、適切な料金設定を行い、収入の増加を図る。</p>	<p>委員提案により追加</p>
<p>(3) 支出の節減</p> <p>医薬品及び診療材料等については、調達にかかる費用削減のため徹底した価格交渉の実施、ジェネリック医薬品の使用拡大等を図る。医療機器の購入や委託契約等については、購入費用とランニングコストとの総合的評価の導入、業務内容の見直し、複数年契約の導入等により、費用の削減を図る。</p>	<p>(3) 支出の節減</p> <p>医薬品及び診療材料等については、調達にかかる費用削減のため徹底した価格交渉の実施、ジェネリック医薬品の使用拡大等を図る。医療機器の購入や委託契約等については、購入費用とランニングコストとの総合的評価の導入、業務内容の見直し、複数年契約の導入等により、費用の削減を図る。</p>	
<p>第5 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画および資金計画</p> <p>1 予算（平成27年度から平成30年度まで）</p> <p>2 収支計画（平成27年度から平成30年度まで）</p> <p>3 資金計画（平成27年度から平成30年度まで）</p>	<p>第5 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画および資金計画</p> <p>1 予算（平成27年度から平成30年度まで）</p> <p>2 収支計画（平成27年度から平成30年度まで）</p> <p>3 資金計画（平成27年度から平成30年度まで）</p>	
<p>第6 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額</p> <p>300百万円</p>	<p>第6 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額</p> <p>300百万円</p>	
<p>2 想定される短期借入金の発生事由</p> <p>—(1) 医療機器等の購入に係る一時的な資金不足への対応</p> <p>(2) 業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応</p>	<p>2 想定される短期借入金の発生事由</p> <p>(1) 業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応</p>	<p>県の助言により削除、修正</p>

中期計画（第3回評価委員会提出）	中期計画（修正）	修正内容
<p>の対応</p> <p>(3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応</p>	<p>(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応</p>	
<p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p>	<p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p>	
<p>第8 剰余金の使途</p> <p>計画期間中の毎事業年度の決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・改修、医療機器の購入、長期借入金の償還、教育・研修体制の充実、組織運営の向上策等に充てる。</p>	<p>第8 剰余金の使途</p> <p>計画期間中の毎事業年度の決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・改修、医療機器の購入、長期借入金の償還、教育・研修体制の充実、組織運営の向上策等に充てる。</p>	
<p>第9 料金に関する事項</p> <p>1 診療料金等</p> <p>(1) 病院の診療料金及びその他の諸料金は次に定める額とする。</p> <p>(2) 診療料金及びその他諸料金の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、その他の法令等により算定した額とする。</p> <p>(3) 前項の規定によらない料金は、理事長が別に定める。</p> <p>(4) 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税</p>	<p>第9 料金に関する事項</p> <p>1 診療料金等</p> <p>(1) 病院の診療料金及びその他の諸料金は次に定める額とする。</p> <p>(2) 診療料金及びその他諸料金の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、その他の法令等により算定した額とする。</p> <p>(3) 前項の規定によらない料金は、理事長が別に定める</p> <p>(4) 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税</p>	

中期計画（第3回評価委員会提出）	中期計画（修正）	修正内容
<p>が課せられる場合にあつては、全各号の料金について当該各号に規定する額に、消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、料金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>が課せられる場合にあつては、全各号の料金について当該各号に規定する額に、消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、料金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	
<p>2 料金の減免 理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金を減免することができる。</p>	<p>2 料金の減免 理事長は、特別の理由があると認めるときは、別に定めるところにより料金を減免することができる。</p>	<p>県の助言により追加</p>
<p>3 その他 第9料金に関する事項に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。</p>	<p>3 その他 第9料金に関する事項に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。</p>	
<p>第10 その他芦屋町の規則で定める業務運営等に関する事項 1 施設及び設備に関する計画(平成27年度から平成30年度まで)</p>	<p>第10 その他芦屋町の規則で定める業務運営等に関する事項 1 施設及び設備に関する計画(平成27年度から平成30年度まで)</p>	
<p>2 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画 なし</p>	<p>2 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画 なし</p>	
<p>3 その他の法人の業務運営に関し必要な事項 (1) 新病院に向けた取り組み 平成30年5月の開院を目指し「町立芦屋中央病院 新病院基本計画」に基づき、新病院の役割や機能、施設の仕様など</p>	<p>3 その他の法人の業務運営に関し必要な事項 (1) 新築移転に向けた取り組み 平成30年5月の開院を目指し「町立芦屋中央病院 新病院基本計画」に基づき、新築移転後の病院の役割や機能、施設</p>	<p>県の助言により修正 (以下2件同じ)</p>

中期計画（第3回評価委員会提出）	中期計画（修正）	修正内容
<p>をより具体的に検討し、確実に事業を進める。その中で、新病院で新たに取り組む主なものについては、次のとおりとする。</p> <p>① MRIの導入 新たにMRIを導入する。</p> <p>② 院外処方への移行 国が進める医薬分業の制度に伴い、院外処方へ移行する。</p> <p>③ 外来化学療法の実施 施設及び体制を整え、外来化学療法を実施する。</p> <p>④ 皮膚科の新設 超高齢化社会の到来に伴い、高齢者における皮膚科の需要が高いため、必要とする皮膚科の新設を目指す。</p> <p>⑤ 診療科名の細分化 専門性がわかりやすいよう、診療科名の標記を細分化する。</p>	<p>の仕様などをより具体的に検討し、確実に事業を進める。その中で、移転後の病院で新たに取り組む主なものについては、次のとおりとする。</p> <p>① MRIの導入 新たにMRIを導入する。</p> <p>② 院外処方への移行 国が進める医薬分業の制度に伴い、院外処方へ移行する。</p> <p>③ 外来化学療法の実施 施設及び体制を整え、外来化学療法を実施する。</p> <p>④ 皮膚科の新設 超高齢化社会の到来に伴い、高齢者における皮膚科の需要が高いため、必要とする皮膚科の新設を目指す。</p> <p>⑤ 診療科名の細分化 専門性がわかりやすいよう、診療科名の標記を細分化する。</p>	
	<p>（2）施設の維持 昭和51年10月に開院した当院建物は、耐用年数を過ぎた設備が多く、老朽化が進んでいる。地域住民に安全で安心な医療を提供するため、必要な整備を把握して計画的に改修等を実施し、新築移転するまでの安全な施設維持を行う。</p>	<p>県の助言により第2-2（3）から移動</p>

中期計画（第3回評価委員会提出）	中期計画（修正）	修正内容
<p data-bbox="203 245 696 277">（2）国民健康保険直営診療施設の役割</p> <p data-bbox="215 296 949 424">国民健康保険直営診療施設としての役割を引き継ぎ、国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ健康の維持及び増進に寄与する。</p> <p data-bbox="215 443 931 523">国民健康保険被保険者に対し、医療の提供はもとより、特定健診及びがん検診等を実施し、予防医療に努める。</p> <p data-bbox="215 542 954 715">また、医療相談窓口や当院が保有する訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業所の充実を図り、地域医療の中心となるべく国民健康保険直営診療施設としての役割を果たす。</p>	<p data-bbox="1032 245 1473 277">（3）国民健康保険診療施設の役割</p> <p data-bbox="1043 296 1780 424">国民健康保険診療施設としての役割を引き継ぎ、国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ健康の維持及び増進に寄与する。</p> <p data-bbox="1043 443 1765 523">国民健康保険被保険者に対し、医療の提供はもとより、特定健診及びがん検診等を実施し、予防医療に努める。</p> <p data-bbox="1043 542 1783 715">また、医療相談窓口や当院が保有する訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業所の充実を図り、地域医療の中心となるべく国民健康保険診療施設としての役割を果たす。</p>	<p data-bbox="1805 296 2007 328">事務局にて削除</p>

地方独立行政法人芦屋中央病院中期目標(素案)に対する
パブリックコメントの結果について

○実施期間 平成26年9月16日(火)から平成26年10月15日(水)まで

○実施方法 広報あしや(9月15日号)及びホームページで告知。

芦屋町役場住民課、町立芦屋中央病院、中央公民館、山鹿公民館、芦屋東公民館にて素案の配布。

○意見提出者数 1名

○意見の概要 下記のとおり

No.	意見の概要
1	前文について 中段から後段までの文章で、「地域医療の中心的病院」という表現を重ねて使用(内容も同様)しているが、現状において町民の8割以上が町外の病院を利用していることでは、特に後段の「地域医療の中心的病院としてこれまで以上に・・・」は理解できない。また、「期待」も重複して使用しており町の主体性が感じられない。 よって、中断の「移行」と「設立」を整理して、後段は、町としてこの手法を取り入れることで・・・町が担うべき医療を(法人が)安定的・継続的・効率的に提供していくことを「求める」という流れにしたらいかがか。全体的に病院の現状に対する危機感と経営改善の理念が弱く、町民へのアピールが足りないと感じる。
	第2-2「医療の質の向上」(1)「医療従事者の確保」について 芦屋町立病院の医療スタッフ不足は深刻な状態と考える。若い子育て世代の育児支援(院内保育など)は急務と考えるが。
3	第2-2「医療の質の向上」(3)「施設の維持」について ※修正案では第5-2 「新病院へ移転する間の安全な施設維持に努める」とあるが、建設等に関する財源も確保されていない段階での表記は問題がある。また、移転計画では平成30年5月に移転とあるが、それまでに大災害があった場合の対策は取られているのか疑問。
	第2-3「患者サービスの向上」について 「地域に愛される病院」として、医療ボランティアの育成や協働は考えられないのか。
5	第2-3「患者サービスの向上」(1)「患者中心の医療の提供」について 患者の権利を尊重するとして「インフォームド・コンセント」を挙げているが、時代の趨勢から、患者から求められる場合の『セカンドオピニオン』も掲載すべき。
	第3-2「業務運営の改善と効率化」について 現在の紙カルテを電子カルテに早急に改善すべきと考えるが、明記されていないのはなぜか。
7	第4「財政内容の改善に関する事項」の1の(3)「支出の削減」について 薬剤については、後発医薬品の『ジェネリック』の利用を図ることも明記すべきと考えるが。

(案)

平成26年__月__日

芦屋町長 波多野 茂丸 様

地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会
委員長 山口 徹也

意見書

地方独立行政法人芦屋中央病院に係る中期目標（案）について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づく本委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第25条第1項に基づく中期目標については、下記の理由により、別添のとおりとすることが適当である。

（理由）

芦屋町は、地方独立行政法人芦屋中央病院中期目標（案）の策定について慎重な検討を行うべく、本年6月29日より4回にわたり審議を行い、本委員会の意見を聴取してきた。

芦屋町は、本委員会の各委員から出された多様な意見をできる限り取り入れるよう努め、中期目標（案）の内容に反映させてきた。

芦屋町は、中期目標（案）について、本年9月16日から10月15日まで町民等から意見の募集を行うとともに、福岡県に助言を求め、提出のあった意見や県からの助言を踏まえ、一部修正のうえ、別添のとおり中期目標（案）を作成した。

これらのことから、本委員会として、別添の中期目標（案）は、妥当なものであると認める。

以上

地方独立行政法人における業務方法書の作成に関して

1 地方独立行政法人における業務方法書

(1) 業務方法書

業務方法書とは、法人の具体的な業務の方法の要領を記載したものをいう。地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成しなければならない（地方独立行政法人法第22条第1項）。

(2) 業務方法書作成等の手続

地方独立行政法人が業務方法書を作成し、又はこれを変更しようとするときは、町長の許可を受けなければならない（法第22条第1項）。

町長は、この認可をしようとするときは、あらかじめ地方独立行政法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）の評価を受けなければならない（法第22条第3項）。

地方独立行政法人は、認可を受けたときは、遅滞なくその業務方法書を公表しなければならない（法第22条第4項）。

○地方独立行政法人法（抜粋）

（業務方法書）

第二十二條 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。
- 3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

2 業務方法書に記載すべき事項

町（設立団体）の規則で定める（法第22条第2項）

先行団体における設立団体（町等）の規則で「業務方法書に記載すべき事項」としたものの状況については、下記のとおりである。

【業務方法書に記載すべき事項とされている事項】

- ① 地方独立行政法人の定款に規定する業務に関する事項
- ② 業務の委託に関する基準
- ③ 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- ④ その他地方独立行政法人の業務の執行に関して必要な事項

地方独立行政法人芦屋中央病院業務方法書（案）

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項、地方独立行政法人芦屋中央病院の業務運営等に関する規則（平成XX年芦屋町規則第XX号）第X条及び地方独立行政法人芦屋中央病院定款（以下「定款」という。）第19条の規定に基づき、地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）の業務の方法に関する基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により芦屋町長から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

（病院等の設置及び運営）

第3条 法人は、地域住民が必要とする良質な医療を提供するとともに、地域の医療機関及び芦屋町と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与するため、定款第17条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

（法人の行う業務）

第4条 法人は、定款第18条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- （1）医療の提供
- （2）医療に関する調査及び研究
- （3）医療に関する研修
- （4）医療に関する地域への支援
- （5）健康診断等の予防医療の提供
- （6）介護サービス等に関する業務
- （7）在宅医療に関する業務
- （8）前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

(業務の委託)

第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行できると認められる場合は、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第6条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第7条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができる。

(委任)

第8条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、会計規程その他の法人の規程に定めるものとする。

業務方法書比較表

NO	芦屋中央病院	くらて病院	筑後市立病院
1	<p>(目的)</p> <p>第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項、地方独立行政法人芦屋中央病院の業務運営等に関する規則（平成XX年芦屋町規則第XX号）第X条及び地方独立行政法人芦屋中央病院定款（以下「定款」という。）第19条の規定に基づき、地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）の業務の方法に関する基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項、地方独立行政法人くらて病院の業務運営等に関する規則（平成24年鞍手町規則第19号）第2条及び地方独立行政法人くらて病院定款（以下「定款」という。）第20条の規定に基づき、地方独立行政法人くらて病院（以下「法人」という。）の業務の方法に関する基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人筑後市立病院の業務運営等に関する規則（平成22年筑後市規則第45号）第2条の規定に基づき、地方独立行政法人筑後市立病院（以下「法人」という。）の業務の方法に関する基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。</p>
2	<p>(業務運営の基本方針)</p> <p>第2条 法人は、法第25条第1項の規定により芦屋町長から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。</p>	<p>(業務運営の基本方針)</p> <p>第2条 法人は、法第25条第1項の規定により鞍手町長から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。</p>	<p>(業務運営の基本方針)</p> <p>第2条 法人は、法第25条第1項の規定により筑後市長から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。</p>
3	<p>(病院等の設置及び運営)</p> <p>第3条 法人は、地域住民が必要とする良質な医療を提供するとともに、地域の医療機関及び芦屋町と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与するため、定款第17条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。</p>	<p>(病院等の設置及び運営)</p> <p>第3条 法人は、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした安全で良質な医療等を提供するとともに、地域の医療機関及び鞍手町と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与するため、定款第17条に定める病院及び同第18条に定める介護老人保健施設を設置し、これを運営するものとする。</p>	<p>(病院の設置及び運営)</p> <p>第3条 法人は、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした医療を提供するとともに、地域の医療機関及び市と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与するため、地方独立行政法人筑後市立病院定款（以下「定款」という。）第17条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。</p>
4	<p>(法人の行う業務)</p> <p>第4条 法人は、定款第18条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。</p> <p>(1) 医療の提供</p> <p>(2) 医療に関する調査及び研究</p> <p>(3) 医療に関する研修</p> <p>(4) 医療に関する地域への支援</p> <p>(5) 健康診断等の予防医療の提供</p> <p>(6) 介護サービス等に関する業務</p>	<p>(法人の行う業務)</p> <p>第4条 法人は、定款第19条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。</p> <p>(1) 医療を提供すること。</p> <p>(2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。</p> <p>(3) 医療に関する研修を行うこと。</p> <p>(4) 医療に関する地域への支援を行うこと。</p> <p>(5) 健康診断等の予防医療を提供すること。</p> <p>(6) 地域医療を補完する介護老人保健施設の運</p>	<p>(法人の行う業務)</p> <p>第4条 法人は、定款第18条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。</p> <p>(1) 医療を提供すること。</p> <p>(2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。</p> <p>(3) 医療に関する従事者の研修を行うこと。</p> <p>(4) 医療に関する地域への支援を行うこと。</p> <p>(5) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。</p>

NO	芦屋中央病院	くらて病院	筑後市立病院
	<p>(7) 在宅医療に関する業務</p> <p>(8) 前各号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。</p> <p>3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。</p>	<p>営を行うこと。</p> <p>(7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。</p> <p>3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。</p>	<p>(6) 災害時における医療救護を行うこと。</p> <p>(7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。</p> <p>3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。</p>
5	<p>(業務の委託)</p> <p>第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行できると認められる場合は、業務の一部を委託することができる。</p>	<p>(業務の委託)</p> <p>第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行できると認められる場合は、業務の一部を委託することができる。</p>	<p>(業務の委託)</p> <p>第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行できると認められる場合は、業務の一部を委託することができる。</p>
6	<p>(委託契約)</p> <p>第6条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。</p>	<p>(委託契約)</p> <p>第6条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。</p>	<p>(委託契約)</p> <p>第6条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。</p>
7	<p>(契約の方法)</p> <p>第7条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができる。</p>	<p>(契約の方法)</p> <p>第7条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができる。</p>	<p>(契約の方法)</p> <p>第7条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。</p>
	<p>(委任)</p> <p>第8条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、会計規程その他の法人の規程に定めるものとする。</p>	<p>(委任)</p> <p>第8条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、会計規程その他の法人の規程に定めるものとする。</p>	<p>(委任)</p> <p>第8条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、会計規程その他の法人の規程に定めるものとする。</p>

地方独立行政法人の中期計画における目標指標 事例

	芦屋中央病院	筑後市立病院	くらて病院	大牟田市立病院
設置団体	芦屋町	筑後市	鞍手町	大牟田市
病床数	137床(一般97、療養40)	233床(一般231、感染2)	122床	350床
特徴	10:1看護	7:1看護	10:1看護	地域医療支援病院 地域がん診療連携拠点病院 救急告示病院:救急専用20床(4:8体制) 7:1看護
中期目標の期間	H27年度-H30年度(4年間)	H23年度-H26年度(4年間)	H25年度-H28年度(4年間)	H22年度-H25年度(4年間)
目標指標				
第2 提供するサービスその他の業務の質の向上				
医療サービス				
救急医療体制の充実	指標なし	指標なし	・時間外受入患者数 (H23実績)1,642人(H28目標)2,100人 ・救急入院患者数 (H23実績)335人(H28目標)430人 ・救急搬送受入患者数 (H23実績)406人(H28目標)520人	※実績値のみ ・救急車搬送患者数
高度医療や不足する診療機能の整備・地域医療の維持	指標なし	指標なし	・外来診療の継続 眼科(H23実績)週2(H28目標)週3 耳鼻(H23実績)週4(H28目標)週4 泌尿(H23実績)週2(H28目標)週3 皮膚(H23実績)週1(H28目標)週2 小児(H23実績)未開設(H28目標)週3 ※常勤医師については下記参照	・地域がん連携拠点病院の認定更新 (目標)H25年度に更新 ※実績値のみ ・手術件数 ・うちがん手術件数 ・放射線治療数 ・化学療法件数
地域医療連携	・紹介率 (H25実績)36.3%(H30目標)40% ・基幹病院からの受入件数 (H25実績)149件(H30目標)250件 ・上記以外の医療機関からの受入件数 (H25実績)259件(H30目標)305件 ・介護施設からの受入件数 (H25実績)100件(H30目標)120件 ・地域医療連携参加回数 (H25実績)7回(H30目標)7回 ・地域医療連携参加人数 (H25実績)14人(H30目標)14人	指標なし	・紹介率/逆紹介率 (H23実績)33.5%/20.7% (H28目標)40.0%/25.0%	・地域医療支援病院の承認 (目標)H25年度までの承認 ・紹介率/逆紹介率 (目標)40%以上/60%以上
診療情報の共有化				
チーム医療推進			指標なし	
医療安全および院内感染防止対策	・院内医療安全研修会開催回数 (H25実績)2回(H30目標)2回 ・院内医療安全研修会参加人数 (H25実績)121人(H30目標)150人 ・院外研修参加回数 (H25実績)4回(H30目標)4回 ・院外研修参加人数 (H25実績)5人(H30目標)8人 ・院内感染研修会開催回数 (H25実績)2回(H30目標)2回 ・院内感染研修会参加人数 (H25実績)119人(H30目標)150人 ・院外研修開催回数 (H25実績)4回(H30目標)4回 ・院外研修参加人数 (H25実績)16人(H30目標)16人 ・ラウンド回数 (H25実績)1回(H30目標)12回	指標なし	・医療安全院内研修会回数 (H23実績)12回(H28目標)12回 ・院内感染防止対策研修会回数 (H23実績)2回(H28目標)2回 ・アクシデント件数	※実績値のみ ・院内医療安全研修会開催回数 ・院内医療安全研修会への参加回数 ・医療安全学会への参加回数
災害時における医療協力	指標なし	指標なし		指標なし
結核、感染症医療および小児・周産期医療		指標なし		指標なし
在宅～介護サービス	・訪問看護利用者数 (H25実績)551人(H30目標)650人 ・訪問看護利用回数 (H25実績)2,652回(H30目標)3,300回 ・訪問看護ST看護師数 (H25実績)3人(H30目標)4人 ・訪問リハ利用件数 (H25実績)1,091回(H30目標)1,100回 ・居宅介護支援事業所利用者数 (H25実績)1,103人(H30目標)1,848人 ・居宅介護支援事業所職員数 (H25実績)3人(H30目標)4人		指標なし	
外国人への医療提供				

	芦屋中央病院	筑後市立病院	くらて病院	大牟田市立病院
県・市の福祉保健部門との連携および予防医療	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診件数 (H25実績)599件 (H30目標)720件 ・胃がん検診件数 (H25実績)453件 (H30目標)540件 ・大腸がん検診件数 (H25実績)550件 (H30目標)660件 ・肺がん検診件数 (H25実績)768件 (H30目標)920件 ・前立腺がん検診件数 (H25実績)185件 (H30目標)220件 ・乳がん検診件数 (H25実績)310件 (H30目標)370件 ・骨密度検査件数 (H25実績)124件 (H30目標)150件 	指標なし	<ul style="list-style-type: none"> ・検診受診者数 (H23実績)1,642人 (H28目標)2,100人 ・健康教室参加者数 (H23実績)335人 (H28目標)430人 	
患者サービス				
患者中心の医療	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 (H25実績)1,396件 (H30目標)1,750件 ・相談窓口人員数 (H25実績)4人 (H30目標)5人 	指標なし	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートによる満足度 病棟／外来 あいさつ (H22実績)70％／56％ (H27目標)80％ 説明の分かり易さ (H22実績)67％／55％ (H27目標)80％ 対応・身だしなみ (H22実績)69％／57％ (H27目標)80％ 	<ul style="list-style-type: none"> ※実績値のみ ・がんに関する相談件数 ・新規入院患者数 ・紹介状持参患者数 ・外来初診患者数
住民・患者への情報発信	指標なし			指標なし
患者ニーズへの対応・職員の接遇向上	<ul style="list-style-type: none"> ・院内接遇研修開催回数 (H25実績)- (H30目標)4回 ・院内接遇研修参加人数 (H25実績)- (H30目標)90人 	指標なし		<ul style="list-style-type: none"> ※実績値のみ ・接遇研修会の参加人数
ボランティアとの協働				
医療の質の向上				
医療スタッフの確保および適正配置	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤医師数 (H25実績)12人 (H30目標)15人 ・看護師数 (H25実績)59人 (H30目標)70人 ・認定看護師数 (H25実績)0人 (H30目標)1人 	指標なし	<ul style="list-style-type: none"> ・整形外科医師 (H23実績)0人 (H28目標)3人 ・内科医師 (H23実績)8人 (H28目標)11人 ・慢性期病棟医師 (H23実績)0人 (H28目標)1人 	<ul style="list-style-type: none"> ・7:1看護体制の確立 (目標)H22年度中の確立
職員採用の柔軟化	指標なし			指標なし
研究・研修事業				指標なし
資格取得に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・認定看護師 (H30目標)1人 			指標なし
適正な情報管理と情報公開	指標なし	指標なし		指標なし
職員満足度の向上・就労環境の整備	指標なし	指標なし		指標なし
高度医療機器の計画的な整備・更新	指標なし	指標なし		
病院機能評価		指標なし		<ul style="list-style-type: none"> ※実績値のみ ・病院機能評価 Ver.5認定更新
法令・行動規範の遵守	指標なし	指標なし		<ul style="list-style-type: none"> ※実績値のみ ・倫理研修会の参加人数
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項				
組織体制				
運営管理体制の構築および予算の弾力化	指標なし	指標なし	指標なし	指標なし
事務部門のレベルアップ・段階的なプロバー化	指標なし	指標なし		指標なし
業務見直しおよび院内協働の推進	指標なし			指標なし
新たな人事制度および適正な人材評価	指標なし	指標なし	指標なし	<ul style="list-style-type: none"> ・独自の人事給与制度の導入 (目標)H23年度4月導入
計画的な研修体制	指標なし	指標なし		指標なし

	芦屋中央病院	筑後市立病院	くらて病院	大牟田市立病院
第4 財務内容の改善				
経営基盤の確立				
経営基盤の確立	<p><一般病床></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日平均入院患者数 (H25実績)73.4人 (H30目標)83.5人 ・新規入院患者数 (H25実績)1,256人 (H30目標)1,450人 ・病床利用率 (H25実績)75.7% (H30目標)86.1% ・平均入院単価 (H25実績)27,903円 (H30目標)30,821円 ・平均在院日数 (H25実績)21日 (H30目標)20日 <p><療養病床></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日平均入院患者数 (H25実績)24人 (H30目標)29.5人 ・病床利用率 (H25実績)60.0% (H30目標)73.8% ・平均入院単価 (H25実績)15,471円 (H30目標)16,325円 <p><外来></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日平均外来患者数 (H25実績)252.6人 (H30目標)264.9人 ・外来単価 (H25実績)12,498円 (H30目標)9,907円 <ul style="list-style-type: none"> ・医業収支比率 (H25実績)95.6% (H30目標)92.3% ・経常収支比率 (H25実績)100.8% (H30目標)95.9% ・職員給与費比率 (H25実績)55.5% (H30目標)60.2% ・材料費比率 (H25実績)27.2% (H30目標)21.2% 	<ul style="list-style-type: none"> ・病床利用率 (H21実績)77% (H26目標)84.2% ・平均在院日数 (H21実績)17.1日 (H26目標)15.3日 ・入院単価 (H21実績)35,545円 (H26目標)42,992円 ・1日平均外来患者数 (H21実績)318人 (H26目標)352人 ・外来単価 (H21実績)9,323円 (H26目標)10,173円 <ul style="list-style-type: none"> ・経常収支比率 (H21実績)98.8% (H26目標)102% ・医業収支比率 (H21実績)98.7% (H26目標)103% ・職員給与費比率 (H21実績)54.5% (H26目標)50% ・材料費比率 (H21実績)20.3% (H26目標)18% 	<p><病院></p> <ul style="list-style-type: none"> ・紹介入院患者数 (H23実績)138人 (H28目標)170人 ・平均入院患者数(一般) (H23実績)86人 (H28目標)106人 ・平均入院患者数(療養) (H23実績)86人 (H28目標)90人 ・入院診療単価(一般) (H23実績)30,142円 (H28目標)32,920円 ・平均在院日数 (H23実績)18.3日 (H28目標)18日 ・平均外来患者数(1日あたり) (H23実績)231人 (H28目標)250人 ・外来診療単価 (H23実績)13,117円 (H28目標)13,285円 <p><老健></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数(入所) (H23実績)21,488人 (H28目標)21,535人 ・利用者数(通所) (H23実績)11,690人 (H28目標)13,818人 ・在宅復帰率 (H23実績)20.3% (H28目標)25.0% <p><全体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経常収支比率 (H23実績)103.0% (H28目標)107.8% ・医業・施設収益比率 (H23実績)102.0% (H28目標)103.8% ・職員給与費率 (H23実績)54.7% (H28目標)51.2% ・材料比率 (H23実績)23.4% (H28目標)19.5% 	<p>※実績値のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病床利用率 ・職員給与費比率 ・材料費比率 ・医業収支比率 ・平均在院日数 ・入院単価 ・外来単価 <ul style="list-style-type: none"> ・経常収支比率 (H20実績)102.2% (目標)105%
第5 その他措置				
その他措置				
新病院に関する取組	指標なし			